

特 256

221

覽 要 社 德 報 中 團社
人法

優
良
報
德
社
要
覽
叢
書
第 一 冊

大
日
本
報
德
社



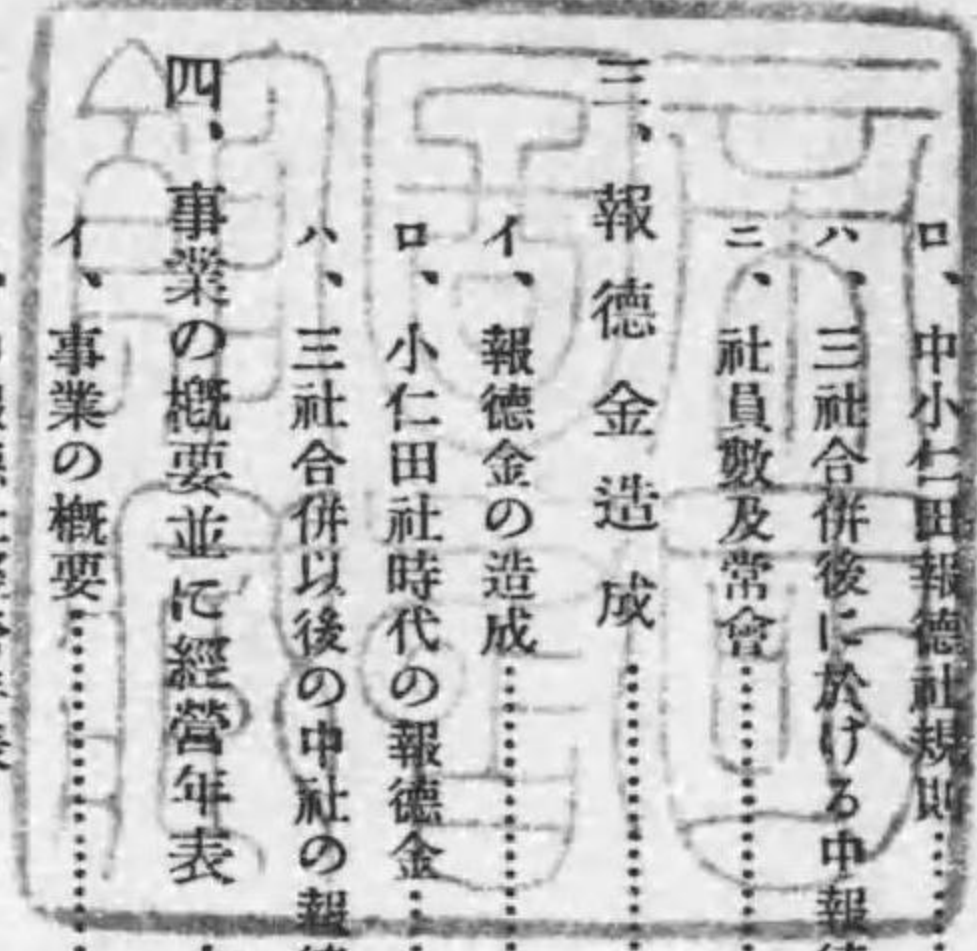
始



特 256
221

中報徳社要覽目次

- 一、勝間田村並に中區の一斑.....一
 - イ、勝間田村一斑.....一
 - ロ、中區の一斑.....二
- 二、中報徳社の沿革並組織.....五
 - イ、沿革.....五
 - ロ、中小七田報徳社規則.....五
 - ハ、三社合併後に於ける中報徳社.....六
 - ニ、社員數及常會.....六
 - 三、報徳金の造成.....六
 - イ、報徳金の造成.....六
 - ロ、小仁田社時代の報徳金.....六
 - ハ、三社合併以後の中社の報徳金.....六
- 四、事業の概要並に經營年表.....九
 - イ、事業の概要.....九
 - ロ、中報徳社經營年表.....九
- 五、謝恩事業.....九
- 六、奉仕事業.....一〇
- 七、自治振興並教化事業.....一〇
- 八、産業振興並指導施設.....一六



- 九、自治祭と區民懇話會.....四六
 - イ、耕地整理.....四六
 - ロ、産業指導.....四六
 - ハ、米穀改良成績.....四六
 - ニ、指導施設.....四六
- 十、中報徳社の婦人會.....六一
 - イ、はしかき.....六一
 - ロ、中報徳社婦人會經營談.....六一
 - ハ、中報徳社婦人會の成立及組織.....六一
 - ニ、教化施設.....六一
 - ホ、臺所改善事業と其成績.....六一
 - ヘ、家庭經濟の指導.....六一
 - ト、産業の指導.....六一
 - チ、奉仕事業.....六一
 - リ、改良されたる臺所略圖.....六一
- 十一、勝間田村青年團中支部一斑.....七一
- 十二、報徳社經營體驗談.....七三



社団法人 中報徳社要覽

(一) 勝間田村並に中區の一斑

(イ) 勝間田村一斑

勝間田村は静岡縣榛原郡の中部に位し面積一、五五四方里東西四キロ、南北十二キロに亘り總面積は一千七百八十四町歩餘に及び民有有租地千七百四十町歩を有す。
民有有租地

田	畑	宅地	山林	原野	其他	計
三三六、〇六一、五〇	三三三、六〇〇、〇〇	四八、七九六、三〇	七〇、二六〇、〇〇	二九八、八五五、〇〇	三三〇、〇〇	一、四七〇、〇九七、六一

而して戸數七百九十三戸之を職業別に求むれば
七九三戸 農業 六九七

工 業 一九
商 業 三六
交 通 業 五
其 他 三六

更に之を字別に見れば

勝間田村字別戸口表

勝間田村	戸數	七九三戸	人口	四、九五四人	(二戸當り六人餘)
中	九三戸	女 二七二 男 二六七	計	五三九人(五、八)	(二戸當り)
勝間	一一一戸	女 三七九 男 三四八		七二七人(六、五)	
切山	一七八戸	女 五四六 男 五四六		一一二二人(六、二)	
勝田	一二八戸	女 四三六 男 四〇四		八四〇人(六、五)	
靜谷	一五四戸	女 四七一 男 四九一		九六三人(六、二)	
牧ノ原	一二九戸	女 三六九 男 四〇四		七七三人(六、〇)	

(一) 田反別總額三二六丁〇反六
勝間田村耕地面積について

現住戸數 七九三 (現住一戸當り 四反一畝弱)
内農家數 六九七 (農家一戸當り 四反六畝強)

(昭和七、村勢要覽)

字別	反別	戸数	現住一戸當り 田反別
中	六七七	九三	七、二
勝間	四八、九	一一一	四、四
切山	六三、七	一七八	三、六
勝田	六〇、六	一二八	四、七
静谷	八二、七	一五四	五、三
牧原	ナシ	一二九	ナシ
島區	ナシ		ナシ

(二)畑反別總額三五八丁三反

(勝間田村事務報告より)

現住戸數	農家	字	反別	戸數	平均反別
七九三	六九七	中	三二六、三	九三	三、五
		勝間	二二一、八	一一一	二、〇
		切山	八五四、四	一七八	四、八
		勝田	八〇一、九	一二八	六、二
		静谷	一〇八一、五	一五四	七、〇
		牧原	一五三、三	一二九	七、〇
		島區	一四四、〇		二、三

全村田反別は一戸當りにして四反歩餘りとなり、畑もまた四反五畝餘を示す(田の農家一戸當り四反六畝歩、畑の農家一戸當り五反一畝十二歩)

かくて本村の産業を大別して其生産の總額を見れば

生産總額	農産	畜産	林産	工産	合計
三十四萬四千三百六十四圓	一三、七、四五九	五、六、五九九	一、九、二七二	三、一、〇三四	三、四、四、三六四
一戸平均	四百三十四圓				

その主要産物の生産を窺へば

反別	收穫高	金額
米	三四九、三	五、九六一
麥	六七、一	一、一〇三
製茶	三二〇、六	一、三五、四三二
桑園	一〇〇	三、〇五七

猶此外に鶏二萬三千八百八十八羽を飼育し、鶏卵の産額も相當量に上りて畜産の五萬六千圓をなすものである。

中區の一 班

(一) 幕末に於ける中村の石高

明治六年四月一日の書上によれば
中村の戸數八十八戸、人口
總石高七百二十八石
四斗五升九合、外に三十六石五斗社寺土地とありて幕末まで三

給の領有であつたその内譯は。

石高	七二七石四斗五升九合	内藤丹波守
	三七一、六二四	御料所
	二七四、二六八	青山下野守
	八二、五八一	社寺土地
外ニ	三十六石五斗	

以上の如く八十八戸七百二十八石と、三十六石の社寺土地合せて七百六十四石の村高であつた。

(二) 現代に於ける土地及生産

中區は勝間田村の東南隅にあり、總面積百五十四町一反を有

中區土地總面積 一五四一反九一六歩三五

田畑	昭和五年		昭和六年	
	反別	地價	地租	賃貸價格
田	六七三、三二〇	二七、一四三、八八	一、三二、四二	六七五、九〇
畑	三〇〇、八三五	三、三七一、一四	一五、一九七	三三六、三三〇
宅地	六七、七〇八、八六	六、三五一、九九	一八、二九	六七、七〇八、八五
山林	四六三、九〇五	五八〇、四六	四六四、一〇二	二、九三、二六
原野	六、九〇二	六、一六	七、二二〇	八三四、六三
池沼	四九二	四、六	四、九	七、七〇
雜種地	一〇〇	〇、〇三	一〇〇	一、八一
合計	一五四、三二、三六	五八、三五九、二二	一五、八六、九七	一、五四、九二、三五

中區田畑總面積 面積 一〇〇二反二一九
賃貸價格 二二三、九六七圓九四錢

田 面積 六七五、九反 二百圓未満 六三三、二七
賃貸價格 一九、六二八 免稅反別 四二、七二六

面 積 三二六、三^反 二七〇、四^畝
 二百圓未満 免稅反別 五五、九一八

畑作物の種類別

貨賃價格 四、三三九^円

普通畑	六二、七二九 ^反
桑畑	七、一〇九
茶園	二七七、五一一
果樹其他	四、九二九

而して主産物は米作の七十町六反歩餘であつて、千六百八十八石、二萬七千五百五十八圓を産出すると統計されておるが、平年作反當七俵に近き米の實收であるから、統計上では頗る少額に表示したものである。更に推算して米の實收高を見れば

昭和五年 反當 三石—二、〇八二石
 同 六年 二石二斗—一、五二六石
 同 七年 二石八斗—一、九四三—(四、八五八俵)

麥作の如き亦其統計が不備であつて、今直に其實數を知ることが出来ない。

養鶏は十羽以上の飼育者六十四戸、約二千羽に達し、産卵代金は七千二百四十四圓六十錢と報告されておる。

茶園は前記の如く二十七町歩餘であつて、相當多量の生産であるが、大體生葉で販賣しておつてその生葉代金は、統計上の

數字は一萬七千六百九十五圓を示すのであるが、確たる數字は知りがたい。養蠶の如きも殆んど見るに足らない數字である。

中區に於ける小作料

中區の小作料は今日の收穫より見れば割合低廉である。一反歩の實歩は三百三十歩位あれ共、其小作料反當二俵半乃至三俵半であつて平均三俵に當る、而して中區は百十坪に對して一俵の小作料なるに、隣村は八十坪で一俵の小作料の所もあるから、中區では豊作には殆んど小作料の三倍の收穫ありて、小作料反當三俵の處から多きは九俵の實收をあげておる、こゝに中區農業者の經營上の得點がある。これも耕地整理事業のもたらした効果と云ひ得るであらう。

水田と藁の堆肥

中區に於ける水田六十三町歩、之より收穫する稻の藁束の大なるものは概二升に達し小なるものも一升五合位ありて、反當藁束二百五十束に達するも殆んど藁を燃料とすることなく、特に良品は麻裏草履の原料として販賣しつゝあれ共、大部分は是を堆肥となして水田に施用する習慣あり、故に冬期農家の庭、田の隅等にうづたかき積肥あるのを見るが、從て土地改良上に有效であつて、米増收の理由もまたこゝに存するものなるを知る事が出来る。

(二) 中報徳社の沿革並組織

(イ) 沿革

明治二十六年一月中報徳社及小仁田報徳社を創立し、明治三十四年西川報徳社の設立あり、爾來三社は三部落に鼎立し専ら教義の實行に努めたりしが、明治三十三年耕地整理の發起あり同三十六年耕地整理の工事を終り、同四十二年同事務を完了するに方り、該記念として中央に中公會堂を建設し、三社聯合して毎月第一日曜日を期し報徳會を開會し來りたり、同年十一月二十四日耕地整理祝賀式を兼ね、三社聯合記念會を開き、岡田淡山先生、淺井小一郎先生の講演を聴く事を得たり、既に其當時より恰も一社の如く親密なりしを以て、大正五年三月二十六日三社合併し、新たに中報徳社と稱し、同三月二十九日日本社より定款の認可を得、同八月二十一日日本縣知事の法人設立の許可を得たり。

明治二十三年十月二十四日
 報徳社聯合記念
 中仁田報徳社
 小仁田報徳社
 西川報徳社

大正十四年十一月一日
 報徳十週年
 社團中報徳社
 法人

目的

二宮大先生ノ遺教ヲ遵奉シ、勤儉推讓ノ美德ヲ獎勵シ、報徳ノ事業ヲ立ツルヲ以テ目的トス

方針

自治ノ根柢ヲ培養シ、社會ノ進歩ニ適應スル方法ヲ撰ミ、風俗習慣ノ改良ヨリ漸次各種ノ發達ヲ企圖セントス

信條

一、神徳 皇徳國家社會及父母祖先ノ徳ニ報ユルニ我徳行ヲ以テスルコト
 二、勤儉 行ヒ分度ヲ守リ、富盛ノ基本ヲ確立スルコト
 三、善種 善種ヲ善根ヲ植エ、幸福ヲ永遠ニ享受スルコト

社訓

日日勤儉讓ノ三讓ヲ行ヒ、渾テ愛敬ヲ以テ一貫スベシ

定款改正

大正十五年七月十日申請十月二十八日大日本報徳社長の認可
 同年十月廿九日申請十一月三日靜岡縣知事の認可
 昭和二年二月一日申請定款變更の件認可す 大日本報徳社長
 同年三月三日申請定款變更の件認可す 靜岡縣知事

(ロ) 中仁田報徳社規則(明治二十六年)

榛原郡勝間田村中仁田報徳社規則
 當中小仁田有志者申合せ二宮尊徳翁報徳の教に従ひ結社致候所

以は第一世俗の風俗浮薄に流れ利慾に迷ひ徳義を失するの徒も
不少に付き社中の者は専ら推讓の道に心掛け厚く徳義を立て家
内の和合は勿論郷里和睦争訟詐偽等の事はなく風俗淳美なら
しむること第二は明治の開化に生れ舊來無智昧なる慣習を固
守し智識の發達せざるより公利起す能はず公益開く可らず或は
邪智奸民の爲に欺亡せられて不測の損害を被り身を失ひ家を亡
ぼすの類も不少を以て眞智を聞き眞理を聞き専ら國家の公益を
起すこと第三は文明の餘弊に依て奢侈怠惰の徒相増し職業を粗
にし座食を圖り借財相嵩み破産する者不少に付是等の惡弊を誠
め各々本業を勉強し常に其利害得失を研究し社中一同富盛の基
本を確立すること即ち立德開智致富を以て當社成業の目的とし
教を聞き業を務必必ず幸福永安の法を子孫に貽さんと一同希望
仕候に付今般報徳社へ入社し社則を議定し自今以後屹度此規則
を遵奉可致依て詳細條例する左の如し

第一條 結社目的

- 一、銘々自分相應ノ徳業ヲ立テ善ヲ積ミ不善ヲ改メ神徳皇徳及
父母祖先ノ恩徳ニ報ユルヲ以テ第壹義トスルコト
- 一、職業ト分限トニ從ヒ家業ヲ勤メ儉約ヲ行ヒ各々富盛ノ基ヲ
建テ幸福ヲ永遠ニ享受スルコト
- 一、道義ヲ研究シ事物ヲ明ニシ邪ヲ閉チ奸ヲ塞キ眞理ヲ伸張ス
ルコト

第二條 結社年限

- 一、當明治二十六年ヨリ六十ケ年ヲ以テ一期結社ノ年限トス滿
期ニ至テ更ニ繼續ノ方法ヲ議定スル事アルヘシ 但シ五ケ
年ヲ以テ一節トシ一節毎ニ方法ヲ増補修正スル者トス

第三條 社員務

- 一、入社ノ者ハ報徳ノ爲先ツ善種積金ヲ州立報徳社ヘ寄附シ社
員ノ證ヲ受クヘシ此善種積金ハ本人如何様ノ事故アリト雖モ
下ケ戻ヲ爲サス 但シ一ケ月金壹錢以上十ケ年間出金スヘ
シ其以後出金スルハ本人ノ志ニ任ス
- 一、右善種積金ヲ出ス能ハサル者ハ試業入社トシテ社員ノ證ヲ附
セス
- 一、社員ハ一ケ月金五錢宛善種積金トシテ積立スルモノトス
- 一、毎月一回第二ノ日曜日ヲ以テ會議ヲ開キ報徳ノ道理ヲ研究
シ各々職業ノ利害得失ヲ詳カニスヘシ其會議ニハ缺席遲參
等無キヲ要ス
- 一、州立報徳社ノ集談會ニハ社員ノ内更番ヲ以テ二名宛出席ス
ル者トス

第四條 土臺金

- 一、土臺金ハ州立報徳社ノ下附金ヲ始トシ社員銘々儉約ヲ盡不
用物賣却或ハ度外財等篤志者ノ別段ニ寄附スル者トス
- 一、州立報徳社ノ下附金ハ永ク其名義ヲ存シテ元金ヲ失フコト
無カルヘシ
- 一、土台金使用法ハ左ノ數項ニ限ルヘシ

社員力農精業及ヒ特別ノ所業アル者社員ノ投票ヲ以テ選舉
シ賞譽品ヲ附與スル事

天災不幸ノ窮民救助ノ事

道路橋梁修繕費其他勸業費用ノ事

- 一、善種金及加入金貸附上ヨリ剩餘ヲ生スル時ハ其内ニ於
テ社費ヲ拂ヒ殘金亦是ヲ土台金ニ加フヘシ 但剩餘金ナケ
レハ社費ハ別段ニ社員ヨリ徴スヘシ
- 一、土台金年々仕拂殘金ハ善種金ト同一ニ貸附ヲ行フヘシ

第五條 善種金

- 一、善種金ハ一ケ年ノ積定壹口金六錢トシ五分利ヲ加ヘ積立ヲ
行フ者トス若シ貸附方ヲ異ニスレハ五分利以下又ハ無利息
ト爲スコトアルヘシ
- 一、善種金ハ報徳ノ爲社中へ相推讓スル者ナリト雖モ一口積立
金五十圓ニ滿レハ積立ヲ要セス其五分ヲ善報金トシテ積立
人へ下附スヘシ以後五十圓ニ滿ル毎ニ子孫永久善報金ヲ受
クルコトヲ得ヘシ
- 一、善種金ハ質入書入賣買スルヲ許サス又本人如何様ノ事故ア
リト雖モ善報金ノ外下附スル事無シ報徳ノ爲社中へ推讓シ
タルモノナレハナリ
- 一、善種金貸付ハ本業出精人入札ヲ以テ或ハ開墾種藝或ハ借財
返濟ノ爲メ社員ノ協議ヲ以テ貸附ヲ行フヘシ其返納ハ無利
息五ケ年賦トシ(商法家ハ月賦)皆納ノ後猶壹ケ年(月賦)報
徳元恕金ヲ納メシムヘシ(元恕金トハ恩謝金ノ謂也其數ハ年賦一年分ヲ定トス)但シ七

ケ年賦十ケ年賦五分利又ハ無利息等ノ貸附ヲ爲スハ別段ノ
時ニ限ルヘシ

- 一、社員共有ノ用惡水路改浚新築或ハ道路改良山林植樹ノ費用
等ニ遣ヒ又ハ凶歳救助ニ支消スル時ハ法ノ如ク社員ヨリ返
納スヘシ商工會社設立等ノ爲支消スルモ亦同シ
- 一、社員中ニ敢テ借用者無キ時或ハ貸付ノ弊害アル時ハ確實ノ
銀行又ハ驛遞局ニ預ケ或ハ社田購求又ハ公債證書トシ積立
ヲ行フヘシ

第六條 加入金

- 一、善種加入金ハ五分利トシ加入年限ハ三十ケ年ト定ム臨時加
入ハ加入年限本人ノ志願ニ任ス年限ニ及ヒ元利下ケ戻シヲ
乞フ時ハ之ヲ下ケ戻スヘシ 但五分利以上ノ加入ヲ不許
- 一、加入金ハ善種金ト同一ニ貸附ヲ行フヘシ

第七條 貯蓄金

- 一、貯蓄金ハ驛遞局貯金預リ所若クハ公債證書或ハ確實ノ會社
へ預ケ相當ノ利子ヲ以テ積立ヲ行ヒ一戸金千圓ニ至ル迄ハ
一切下附スルコトナシ是ヲ興産資本ト稱ス
- 一、小兒出生祝儀積立少年新婦ノ私金遺産積金其他臨時積金等
ハ毎月定會日隨意出金スルニ任シ前同斷ノ手續ヲ以テ貯蓄
積立ヲ行フヘシ其積立年限ハ本人ノ志願ニ任ス
- 一、貯蓄金ハ一切ニ社員へ貸附ヲ行フコトナシ

第八條 帳簿取調方

- 一、帳簿書式ハ州立社ノ雛形ニ準シ精細調査シ毎年一月前年ノ

諸拂ヲ爲シ正副三通ヲ製シ社長以下社員一同連印シ州立社
へ出檢印ヲ得其一通ヲ州立社ニ納メ一通ヲ社長ニ一通ヲ社
員ノ内ニ預リ置キ永遠ニ保存スヘシ

第九條 役員

- 一、社員ノ内投票ヲ以テ社長一名副社長一名幹事二名ヲ置ク其任期ハ各々一ケ年トス 但シ再撰スルモ妨無シ
- 一、社長ハ能ク報徳ノ道理ヲ熟知シ社員ヲ誘掖シ德行業務ノ進歩ヲ圖リ社務一切ノ事ヲ總理ス副社長ハ之ニ亞ク
- 一、幹事ハ帳簿取調積金取集メ其他事務社長ノ指揮ヲ得テ忠實ニ取扱フヘシ 但金預リハ幹事ニ於テ撰定スヘシ若其人無レハ社長副社長ノ内ニ於テ預ルヘシ
- 一、役員ハ總テ無給トス社用ヲ以テ他行スル時ハ相當ノ旅費ヲ給ス

第十條 會議

- 一、會議ノ節ハ天祖神號幅ヲ正面ニ右傍ニ報徳訓左傍ニ二宮先生ノ肖像(肖像ナケレバ勳行ノ圖分内ノ圖等)ヲ掲ケ御酒御饌ヲ献シ社員皆禮拜スヘシ
- 一、會議ノ節ハ先ツ其月ノ善種金ヲ納メテ帳簿ニ記載シ臺ニ載セテ神前ニ供フヘシ
- 一、會議ノ節可議ノ條件ハ左ノ如シ
財本ヲ會シ工業ヲ起殖物富産ノ方ヲ立ル等ノ事耕作ノ便利肥培ノ法ヲ窮ル等ノ事

商法ノ利ヲ正シクシ公利ヲ謀ル等ノ事
勤儉ヲ行ヒ天災不幸ノ窮民ヲ救助スル方法等ノ事怠惰ヲ誠メ偽善ヲ悔悟スル等ノ事
荒蕪ヲ開拓シ水利ヲ便ニスル等ノ事
勸業方法等ノ事

第十一條 雜則

- 一、會議ノ節讀ムヘキ書ハ報徳記、報徳論、富國捷徑、二宮翁夜話、報徳富國論、報徳齊家談、無息軒翁一代記、及佐藤信淵翁ノ農業經濟書等ナリ
- 一、會議時間ハ正午ヨリ午後六時限トス會議ノ節酒肴ヲ用ユルヲ不得
- 一、會議ノ日社外ノ人來リ社説ヲ聞カント乞フモノアレハ何人ニ限ラス傍聽スルヲ許スヘシ
- 一、演説ノ初席ハ必ス報徳訓ヲ一讀シテ後演説ノ題ニ入ルヘシ

第十二條 雜則

- 一、神事佛事ハ敬禮ヲ厚フシ修廢ノ費用ヲ省略シ神威佛德ヲ演サ、ル様執行フヘシ
- 一、祝儀不幸ノ節ハナルヘク節儉ヲ盡シ五ニ爲筋相成ル様可致ス
- 一、雜飾リ風揚大念佛狂言手躍リ等ノ儀ハ無詮ノ失費ノミナラス舊習ノ弊害モ少カラサル義ニ付一切相止メ可申事 但小兒ノ玩弄ニ供スル雜風ハ此限りニ非ス
- 一、博奕賭ノ諸勝負一切禁止ノ事
- 一、少年兒童ハ務メテ就學怠ラサラシムヘシ退學ノ後ハ報徳社

- 會ニ出席セシメ修身ノ道ヲ養成セシム可事
- 一、婦人ニハ姬カ、ミ明治孝節錄應報鑑勸農俚諷集等ヲ記憶セシメ貞操慈愛ノ心ヲ厚フシ家業ノ勤ヲ知ラシム可事
- 一、田畑山林ノ境界道敷等ハ互ニ相侵ス間敷事
- 一、田打初ノ式ハ立春ノ日タル可事
- 一、道作り定日ハ一ケ年四度(三月一日 七月一日 九月一日 十二月一日)受持丁場ヲ丁寧ニ修繕シ定日ノ外タリ共破損所アル時ハ油斷ナク修繕致スヘキ事
- 一、村内丁場未定ノ向ハ村長へ申出丁場ヲ定ムヘシ
- 一、氏神掃除ハ番丁ヲ以テ氏子へ相廻シ日曜毎ニ掃除怠ル間敷事
- 一、諸商品ハ仕入ヲ敬シミ信義ヲ元方ニ盡シ購求者ノ爲筋相成様媒介可致事
- 一、諸商品ハ可成現金ヲ以テ賣渡シ掛直無之様正直ヲ本トスヘキ事
- 一、地租民費學費金等村長役場ヨリ達シアラハ遲滯無ク上納スヘキ事
- 一、村長役場等ヨリ會議其外ノ達アラハ日限刻限遲參不參無キ様可致事 但シ若シ無餘義事故之アラハ刻限迄ニ其旨可届事
- 一、社員ノ内心得違ノ者アル時ハ互ニ忠告教誨シテ改心セシムヘシ

第十三條 退社

- 一、社員若シ無餘義無事故アリ退社申出ツル時ハ衆議ヲ盡シ退社ヲ許シ名簿ヲ削除社員ノ證ヲ返納セシム可シ
- 一、社員不品行ニテ社則ニ反キ刑法ニ觸レ主義ヲ誤リ説諭ヲ加ヘ悔悟セサル時ハ衆議ヲ以テ退社セシメ名簿ヲ削除シ社員ノ證ヲ返納セシムル事前條ノ如シ
- 一、社員退社スルモ善種金ハ一切返戻ヲ乞フ權利ナシトス
- 一、退社員ノ善種金ハ本人ヨリ返戻ヲ乞フ權利無シト雖其本金ノミ返附スルヲ以テ當社ノ規則トス其利子ハ依然積立ヲ行フヘシ
- 一、再入社ヲ乞フモノハ右返納シタル本金ヲ納メテ入社ヲ許スヘシ

第十四條 解社

- 一、當社若シ時宜ニ依リ解社スル時ハ善種金及加入金共現在金

高ヲ積立高ニ分賦スヘシ貯蓄金ハ預ケ金ヲ以テ引渡スヘシ
 一、土台金ハ何人ヲ論セス分取スルヲ許サス之ヲ州立社ニ納メ
 テ保存ヲ乞フヘシ 但シ當社再興ノ時ニ當テハ下附ヲ乞フ
 事ヲ得

第十五條 社則 施行

一、社則ハ州立社ノ認可ヲ得テ之レヲ施行ス故ニ之ヲ修正改良
 スル時ハ亦州立社ノ認可ヲ請フ可シ
 右之通議定候也

明治廿六年拾月一日

遠江國榛原郡勝間田村中
 報德社員

(ハ) 三社合併後に於ける中報德社

合併當時の三社の狀況 (大正五年)

設立	明治廿六年一月
社員	四十四名
報德金	七千三百五十圓四十八錢八厘
同 米	百二十一石七斗三升三合
倉庫	二
設立	明治廿六年一月
社員	二十五名
報德金	六千四百三十四圓八錢七厘
同 米	五十石一升五合
倉庫	二

西川報德社
 設立 明治三十四年
 社員 十七名
 報德金 八百六十二圓參拾二錢參厘
 同 米 七十五石九斗七升三合

昭和七年末現在の中報德社概況

設立 大正五年三月
 區域 勝間田村大字中
 經歷 十七年(明治二十六年一月)
 施設 教化に關する各種の事項
 報德金 總額金四萬九千二百二十一圓九十六錢
 社員 八十二名
 役員 理事社長 一名 理事副社長 三名 參事 七名
 監事 三名

社員 八十二
 以同 戶數割平均額 上 四八一 地 主 作 三五
 以下 三四 自作兼小作 一三
 雜 作 二〇
 一〇

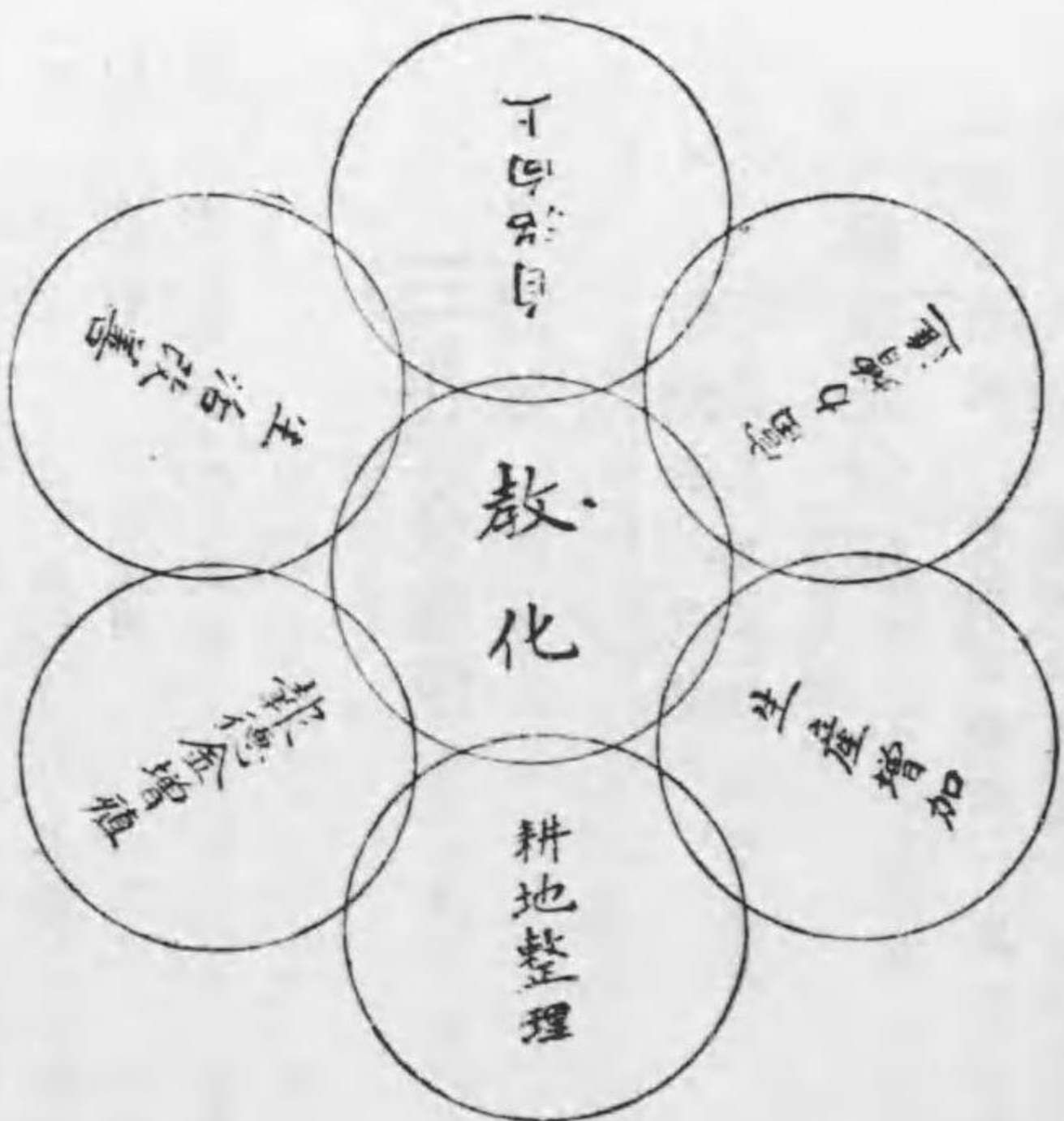
區民懇話會 一月 自治祭 一月
 明治神宮講 第一期・第二期 伊勢講

講演會	每月第一日曜日
川崎報德館聽講	每月十二日
座談會	臨時
向上日	每月一日、十五日
信仰日	同
推讓週	每年十月一日より七日間
國民更生運動	九月一日より
自立奮闘週	同 第一期、第二期、第三期
婦人講習會	臨時
青年講習會	同
幼少年講習會	同
視察見學	同

模範農業者表彰 模範婦人表彰 模範青年表彰
 故人村治功勞者表彰 故人教育功勞者表彰 故人精農者表彰
 孝子忠僕表彰 常會出席賞與 本社定期賞與

恤救 凶作 震災 火災 水害 金穀寄贈
 弔祭 社員家族葬儀香料 社員葬儀香料 役員葬儀香料 慰靈祭

品評會 臺所品評會 稻作品評會 澤庵漬品評會
 稻拔穗品評會 蕪細工品評會 苗代品評會
 蔬菜品評會 茶園品評會
 社會事業 農繁期保育園 火災豫防灰取器 一齊設備
 疾病見舞 家政整理援助 一日幼稚園
 羅災救助 臺所改良獎勵 社員及家族弔祭



四十年の努力の果
 報徳之効

公共事業 耕地整理 公會堂建設 倉庫建設
 橋梁改築 (コンクリート築造) 小作米の改良
 圖書館開設 消防組援助

共同購買販賣
共同購入(紙、肥料) 共同販賣(米)

視察
苗代縣外視察 縣外農事視察

團體援助
青年會援助 婦人會援助 少年會援助
農會支部援助 消防組援助

講習會
青年指導講習會 婦人講習會 漬物講習會

(二) 社員數及常會

年次	社員數	常會開會數	同上出席社員數	同社員外數
大正五年	八六	一〇	八三二	一〇
同六年	八六	一一	八一〇	五〇
同七年	八六	一一	八〇〇	一七
同八年	八七	一二	七四〇	二八
同九年	八七	一二	七六八	三〇
同十年	八七	一三	八六八	三〇
同十一年	八六	一二	七八〇	三〇
同十二年	八六	一二	八〇五	一〇
同十三年	八六	一二	七二五	二〇

昭和三十四年	昭和三十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
八七	八六	八六	八五	八四	八四	八五
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
七四三	七八〇	七四三	八二八	七九二	七六三	七六一
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二〇	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

(三) 報德金造成

(一) 報德金の造成

報德金造成
土臺金造成 善種金増殖 加入金蓄積
特別加入金 濟生金造成

特別土臺金
本社の下附金
臨時積加増殖
社員の寄附金及報德金取扱剩餘金にて造成し報德事業資金なり
地主の臨時寄附により造成し
小作人の窮狀を救済す

推善種讓金

社員毎月推讓額	社員數
五、〇〇	一
三、〇〇	二
二、〇〇	一
一、〇〇	二七
五〇	二一
四〇	四
三〇	二六

加入金

隨意積立 社員 三三口 家族 一二九口
隨時拂戻 臨時必要に應じ拂戻の要求に應ず

加特入金別

出資 一口金貳拾五圓宛五拾四口
金額壹千參百五拾圓
利用 利子植林中は利子を付せず
山林六反五畝六歩 植樹、杉、檜、松

加特入金別 (植林部)

收入 合計金壹千六百貳拾四圓
一、五七〇圓 立木代金
五四 間伐木材代金
支出 合計金千三百九拾貳圓六十五錢
一、三五〇、〇〇 配當金
四二、六五 諸費
殘金貳百參拾壹圓參拾五錢
増殖金參百九拾圓七拾八錢
金參百七拾八圓也 配當金一口 七圓宛

運報德用金

公社債 興業債券 勸業債券
株式 農工債券
土地 各種株式
貸付 植林
預金

貸付金

公共資金 道路の改良修繕 用悪水路の改善修繕
消防組の施設
産業資金 土地購入其他生産増殖 肥料其他共同購入
家畜獎勵
救済資金 罹災救助 疾病治療費
負債償還 借換其他

報生德金

創設 大正元年十二月
目的 臨時小作者の窮狀を救済し地親小作の親善を保持せんとす
地親たる者は小作米の満足に收入する場名は難有感するを以て其一部を割き本金中に寄附したるに數回なり
用途 一、本金を貸付くる場合は十戸組の保證により年賦を以て貸付け無利息とす
二、天災地變其他の災害を被りたるとき又は病氣に罹りたるとき救助又は見舞金を贈る
效果 地親小作の情義に於て親善を厚くする效果あり
現在額 金五百七十五圓

◎報德濟生金造成主意書

弱きを見て之れを救ふは我國武士道の精粹にして、上下一致和樂の根本なり。抑も我中區は勝間田村の最南端に在りて、戸數九拾餘貧富の懸隔甚しからず、比較的平穩なる一部落なりと雖も時に貧窮あはれむべき者無きにあらず、而も誠實勤勉にして猶且つ斯の如しとせば誰か同情の心を寄せざるものあらんや。於是我々同志敢て餘裕あるにあらざるも聊か平生の贏餘を投じて之れが救濟の資に供せむと欲す。然れど我等は單り之れに満足する事なく進んでは郷党相依り相扶くるの美風を涵養し以て地方風化の一端に資せむとす、本基金造成の本旨實にこゝに存す。願れば曩に我明治天皇細民救恤の大御心を以て、御内帑金壹百五十萬圓を下賜せさせ給ふや萬民等しく聖恩の無量なるに感激し、畏き聖旨を奉戴し有司の力を借りて全國富豪の寄附金を募り、こゝに巨額の資金を得て濟生會を組織し、貧民救濟の實を擧げ以て皇恩を不朽に垂るゝの道を講ぜらる、我等資財に乏しく不幸にして此の擧に加はるゝの力なしと雖も其の心情に至つては決して是等の富豪に劣るものに非ず、本基金造成の如き亦我々の微衷を表するの一端に外ならず、殊に其の仁天の如く其の慈海の如き先帝にはゆくりなくも御憐みによりて萬民悲痛哀悼のうちに崩御ましまし、新帝次いで祚を踐み給ひ世は一轉して大正と改りぬ。こゝは實に我帝國の一大變革にして我等のとこしへに忘るべからざる時機なり。されば我等は此の變革の機に際し一は以て紀念の實をも擧げむ爲め奮然この事を企劃したるものにして決して偶然の思ひ立にはあらず。依つて我等は必ずしも之れを人に強ひず、唯誠意の存する處は多少を問はず之れを諒とし以て益々本基金の増殖を計らむとす。聊か爰に我等の本

懷を披陳し併せて之れに關する諸規定を左に録し以てその本旨を誤るなからむ事を期すと云爾。

大正元年十二月

中報德社
小仁田報德社
西川報德社

報德濟生金年次別一覽表

年次	年末現在金額	年次	年末現在金額
大正元年	六七、七〇	大正二年	七七、〇九
同三年	一二二、九〇	同四年	一六〇、一六
同五年	一九九、四〇	同六年	一八七、五〇
同七年	一九六、九三	同八年	二〇七、五一
同九年	三〇四、五二	同一〇年	三三二、六八
同一一年	三五六、八五	同一二年	三八四、〇二
同一三年	四一五、〇一	同一四年	四四七、八三
同一五年	四六七、〇二	昭和二年	四九二、〇〇
昭和三年	五〇〇、〇〇	同四年	五五〇、〇〇
同五年	五五〇、〇〇	同六年	五五〇、〇〇
同七年	六〇一、〇〇	同八年	五七五、〇〇

(ロ) 小仁田報德社時代の報德金

年次	社員	善種金	土臺金	其他の積金	合計金	貯蓄米
明治二十六年	二九人	一八、〇〇〇	二、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇	—
二十七年	三〇	六、〇〇〇	二、一〇〇	—	六、〇〇〇	—
二十八年	三〇	一三、一〇九	三、二九七	—	一六、四〇六	—
二十九年	二八	一五八、七〇六	一七、〇〇七	—	一七五、七一三	—
三十年	二八	二〇九、六〇〇	二八、二一九	—	二三七、七一九	—
三十一年	二八	二六一、八四九	二九、六四五	五、〇三七	三三二、五三一	—
三十二年	二八	三二五、五〇三	六五、〇六二	一〇一、五六一	四八二、一三七	—
三十三年	二八	三七三、〇三三	六七、七六一	二二、三七三	四六三、一三五	—
三十四年	二八	四三三、四二七	四三、五八八	三五五、一〇六	七三二、一三一	—
三十五年	二八	四九六、八六九	四九、一三八	二八二、六三五	八二八、六三五	—
三十六年	二八	五八一、一四九	三三、一八一	三六一、五五〇	九四一、八八〇	—
三十七年	二八	六六七、一六九	五九、九四九	五〇二、五〇七	一、一六九、六二五	—
三十八年	二八	八〇三、四八一	六九、八九〇	七七七、一六三	一、六六二、五三四	—
三十九年	二八	一、一七三、五〇〇	一七、八二五	六七、九一〇	一、九一八、三三五	—
四十年	二九	一、三〇〇、四三八	二九、七四四	九四四、二七一	二、三三四、四二二	—
四十一年	三〇	一、四八四、九五四	一五八、五五九	六七、七五四	二、三二五、二六七	—
四十二年	三〇	一、七三三、三〇四	二〇、四二七	七〇八、〇〇一	二、五六〇、七三二	—
四十三年	三〇	一、九四一、一〇〇	一七九、〇四五	八六一、〇一〇	二、九八一、〇六七	—
四十四年	三〇	二、一六〇、〇三三	二八、八三九	九七六、四三〇	三、二六五、四九九	—
四十五年	二九	二、三八九、二六九	一四五、二七一	一、三七四、八四八	三、九〇九、三八八	—
大正元年	二九	二、七〇四、五二五	一六九、九二七	一、一五、〇三三	三、九八九、四五五	—

三年	二九	三,〇三〇,八一四	二,四〇〇,三七五	一,一三三,六〇六	四,三九六,七九五	一五七,四八〇
四年	二五	四,八二九,八九九	三九二,九九四	一,一九二,四三三	六,四一五,三三六	五一,六九五〇
五年二月	二五	四,九四七,八二九	三九二,九九四	一,一九二,四三三	六,四一五,三三六	五一,六九五〇
大正五年二月解散			三九二,九九四	一,一九二,四三三	六,四一五,三三六	五一,六九五〇

註 中、小仁田、西川三社は大正五年三月合併成立して新中報徳社を結成す。

(ハ) 三社合併以後の中社の報徳金

(一) 報徳金調査表

年次	特別土臺金	土臺金	善種金	永安證券	特種別	加入金	加特入金別	加入生産	報生徳	土臺米	善種米
大正五年	三三三,三三	一,七三三,〇〇	六,四〇〇,〇〇	二,二九一,一六	二,二八五,八五	一,三五〇,〇〇	六七,六六	一六九,四一	一六,八〇	一四三,六五	
六年	三三三,三三	一,七三三,〇〇	七,三〇〇,〇〇	二,二九一,一六	三,四五六,二二	一,三五〇,〇〇	三九,一二	一八七,五〇	一六,八〇	一三三,七〇	
七年	七二一,三四	一,四〇六,七九	八,八四九,〇〇	二,六三三,三九	四,二二〇,二二	一,三五〇,〇〇	五七,九七	一九六,九三	一六,八〇	一三三,七〇	
八年	九四六,〇九	一,四〇七,五五	九,八七五,五六	二,七五八,五四	四,六四三,六五	一,三五〇,〇〇	七七,三五	二〇七,五一	一六,八〇	一三三,七〇	
九年	一,一九六,一三	一,五八九,三三	一〇,八二二,二七	二,八九八,五四	五,二五三,一三	一,三五〇,〇〇	一〇七,四三	二〇七,五一	一六,八〇	一三三,七〇	
十年	一,六二一,八一	一,七三〇,六〇	一〇,七六三,六六	三,一〇一,七七	五,九六〇,八一	一,三五〇,〇〇	一四〇,八八	三三〇,五三	二,七四	一三三,七〇	
十一年	二,三三三,八四	一,六九六,五〇	一一,八六一,五三	三,二六六,三六	六,四九七,七三	一,三五〇,〇〇	一三三,七七	三五六,八五	二,三四	一三三,七〇	
十二年	三,〇一七,三三	一,五八八,五五	一二,一〇〇,〇九	三,四〇〇,七〇	六,九〇九,一八	一,三五〇,〇〇	一四〇,三三	三八四,〇三	二,〇九	一三三,七〇	
十三年	三,七八三,五〇	一,五二六,三五	一四,二五〇,一九	三,六八四,七四	六,五七九,四一	一,三五〇,〇〇	九八,七三	三九四,〇三	二,〇九	一三三,七〇	
十四年	五,四七六,五五	二,一五四,六〇	一四,八三三,七五	三,八九九,〇〇	六,二六六,四六	一,三五〇,〇〇	一〇四,六三	四一五,〇一	二,〇九	一三三,七〇	
昭和元年	二二五,〇〇	六,一八〇,〇〇	一五,四三三,三三	六,九七九,〇〇	五,六七三,三六	一,三五〇,〇〇	四六,七〇	四六七,〇二	三,四七,五〇		
二年	一五〇,〇〇	六,七〇七,七三	一〇,七六〇,〇五	一三,〇〇〇,〇〇	五,七五八,八三	一,三五〇,〇〇	四六,七〇	四六七,〇二	三,四七,五〇		
三年	二〇〇,〇〇	六,七五五,五九	九,九八〇,一一	一八,五五〇,〇〇	六,六八五,二九	一,三五〇,〇〇	五〇,〇〇	一,〇〇一,八一	一,〇〇一,八一		
四年	二〇〇,〇〇	七,三九一,二八	七,三九一,二八	二二,七五〇,〇〇	七,七九二,五五	一,三五〇,〇〇	五〇,〇〇	一,〇〇一,八一	一,〇〇一,八一		

五年	三三〇,〇〇	八,四九一,八一	一,六三三,〇〇	二四,二五〇,〇〇	八,二二五,〇〇	一,三五〇,〇〇	五〇,〇〇	一,七七五,五八			
六年	三三〇,〇〇	八,八三四,一六	一,八一六,一六	二四,九〇〇,〇〇	七,八五五,四四	一,三五〇,〇〇	五七,五〇	一,八〇五,二二			
七年	三三〇,〇〇	九,二〇〇,四六	一,八九五,一五	二五,五〇〇,〇〇	八,三二一,六二	一,三五〇,〇〇	六〇,〇〇	一,九三三,七三			

(二) 報徳金増減表

大正五年三月一日設立當時
大正十四年十月廿日設立後七年の現在

特別土臺金	六二〇,〇〇〇	三,七八三,五〇〇	八,八四九,〇〇	三,一〇,〇〇	二六,二一,五三三	五,八八四,一五〇	七,六六九,七四〇
土臺金	七,四三三,四三六	一六,二〇三,九四〇	二七,一五八,五一	一六,八〇〇	一,三五〇,〇〇〇	一,三五〇,〇〇〇	一,三五〇,〇〇〇
善種金	二,〇四三,九九六	三,六八四,七四〇	〇	一四,三六三,八二七	一四,三六三,八二七	三二,四三三,〇六〇	四三,五七五,〇〇〇
特別善種金							
合計							
加入金							
特別加入金							
生産加入金							
報徳濟生金							
合計							
土臺米							
善種米							
合計							

中報徳社報徳金増加歩合比較表



報徳善報金調	年次	推讓證券數	善報金額	三回	七	一一二	一,二〇七,三六
第一回	昭和五年	一三三	一,四三三,七四	四回	八	一〇八	一,一六四,二四
第二回	同	一八	一,二七二,〇四	五回	九	一四七	一,五八四,六六
第三回	同	一八	一,二七二,〇四	六回	一〇	一三一	一,四二二,一八

報德善種金推讓證券發行數

大正元年	一三九通
同 二	一一一
同 三	一一四
同 四	一〇八
同 五	一四
同 六	一三

推讓證券領の多少

六六通	一名	八通	三名
四四	一	七	四
二〇	一	六	四
一五	一	五	四
一四	一	四	四
一三	一	三	四
一二	一	二	四
一一	一	一	四
一〇	一	〇	四
九	一	一	四

報德善種金

善種金推讓高	善報金交付高	差
昭和五年 八三、九五	一、四三、七四	五九、七九
昭和六年 七五、九六	一、二七、〇四	五六、〇八
昭和七年	一、〇九、三六	
善き種子をまくよりも		丹精の徳

第一回報德善報金交付額 (昭和五年十二月三十日)

社員一人	人員	金額
所有通數	一五	一六一、七〇
	一〇	一〇七、八〇
	二	八六、二四
	二	三八八、〇八
	一七	三六六、五二
	三〇	三三三、四〇
	六三	一、四三三、七四
合計	一三三	

第二回報德善報金交付額 (昭和六年十二月三十日)

社員一人	人員	金額
所有通數	一五	一六一、七〇
	一〇	一〇七、八〇
	三	一二九、三六
	一〇	三三三、四〇
	二二	二五八、七二
	二七	二九一、〇六
	五四	一、二七二、〇四
合計	一二八	

報德金總額一覽表 (昭和七年十二月末日現在)

特別土壘金	三〇、〇〇	直營事業資金	三三、五五
土壘金	九、二〇、四六	貸付金	三、一九、〇五
善種金	一、八九、二五	義務加入金	六
合計	一一八		

(四) 事業の概要並經營年表

善種金推讓證	二五、六〇、〇〇	同 永安證券	八五、二四
善報準備金	一、九三、七三	同 土地	一、三三、〇〇
濟生金	六〇、〇〇	同 有價證券	一八、三七、〇四
加入金	八、三二、三三	同 善種金	三〇、九六
特別加入金	一、三五、〇〇	同 加入金	二五、〇〇
合計	四九、二二、九六	同 善種金推讓證	一五、〇〇
昭和三十八年一月		同 預ケ金	二四、三二、六三
		同 什器	四八三、〇〇
		同 現金	八〇、一九
		合計	四九、二二、九六

社団法人 中報德社
理事社長 飯田榮太郎

公會堂

建設	明治四十二年三月竣工	三六〇、一一
瓦葺	平屋一棟	三七九、五四
大サ	間口六間 奥行四間 二十四坪	二一〇、七四
疊	四十八疊	二一〇、七四
建設費	金壹千〇六圓	一四二、八四
副築	一間三尺、六坪、金一二圓三六錢	三〇七、七〇
備考	中公會堂は本村に於ける公會堂の始めなり	六二六、一三
設備		六一〇、六三
		五四六、六六
		八九三、一五
		五五三、九六
		六〇九、二七
		三八八、三四

(イ) 事業の概要

年次	經費總額
大正五年	二二七、二〇
同 六年	一一九、〇七
同 七年	二八〇、四八

種類	金額
製圖秤	四〇円
水揚ポンプ發動機	七二四
金庫	四〇〇
粗摺機	一四五
消防ポンプ	二五

備考 灌溉用ポンプは中區へ引渡し、消防ポンプは消防組成立と同時に之に引渡し、粗摺機は直營を廢し個人に貸與せり尙鹽水攪種器數個、麥摺器二台、保育園道具各種を有す。

倉庫

建設	明治三十八年	月竣工	
移轉	大正十四年	建築費	一五〇、〇〇
		費用	六四、七五
瓦葺	平屋一棟		
大サ	間口三間	奥行二間	六坪

備考 設立當時米倉庫四棟ありしも米の取扱を廢したると同時に三棟を賣却したり

建築費

大正五年	一、一三、三六	中公會堂副築費
同七年	一、六三、八七	中公會堂修繕費
同九年	三、七、七八	中公會堂修繕費
同十年	四、四、七二	公會堂倉庫修繕

同十二年	一六、〇〇	中公會堂
同十四年	六四、七五	倉庫移轉費
同十五年	一〇、三五	中公會堂修繕
昭和五年	六四、七五	中公會堂修繕
同六年	一四、〇〇	同

中報徳社經營年表

内容一班

- 一、小仁田報徳社經營年表
自明治二十六年一月
至大正五年三月
- 二、中報徳社經營年表
自大正五年
至昭和八年
- 三、勝間田村報徳社事業年表
自大正五年
至昭和八年
- 四、榛原郡川崎報徳館主要記事
右四種の事業年表を交へて中報徳社の四十年間の活動状態を親ふべく亦農村更生に關する好資料なりと信ず、敢て報徳結社を希求する人々に呈して農村經營の一指針たらば幸甚。
明治廿六年 一月、中報徳社、小仁田報徳社結社成る。

小仁田社員三十名、當初の善種金月額一人金五錢、年額六十錢、一ヶ年報徳金總額十八圓、本社下付土壺金二圓。
かくして結社と共に報徳精神によりて農村改良を企圖す。

同廿七年 本村耕地の中央を南下して中區の西部を流れ多年水害を與へつゝある勝間田川の河身改良工事なる枝村藤十氏主としてその局に當る、これ中區耕地發展の端緒なり。
この年中區青年義會創立さる。

明治廿八年 六月中區の中央を貫通する、金谷、川崎縣道竣工す。

而して前年、中區の積累たりし水害は、河身改良に依て其被害を減じ、今亦道路新築なりて、耕整事業の基礎なる。
九月三十一日、中、小仁田兩社主催にて、榛原郡報徳社聯合會を開催し、岡田淡山先生の臨席を得たり。

四月、飯田榮太郎氏初めて揉切製茶共同販賣改良組合を起す。

九月、飯田榮太郎氏の自宅に製茶傳習所を設く。

同廿九年 一月、飯田榮太郎氏、榛原郡茶業研究會を創設して、其會長となる。

同年三月より、翌年七月迄、飯田榮太郎氏岐阜縣農事巡迴教師に聘せらる。

同三十一年 十一月六日、大日本報徳社(第六回)精業善行者表彰式に於て、大井茂市、飯田正平兩氏撰獎さる。

同三十二年 五月二日、榛原郡報徳研究會を開催し、川崎報徳館建設の件を議定す。

一月九日、小仁田報徳社法人設立許可。(靜岡縣)

四月第三日曜日、第一回報徳學研究會を遠江國報徳社に開く、岡田淡山先生より飯田榮太郎氏に對して、出席慈惠の端書あり小林榮次

郎氏と共に出席す。

一月、上切山社結社なる。

二月、切山社、中島社、島社の結社なる。

十月十六日、社員飯田榮太郎氏は有志農民總代として新嘗祭供御粟獻納に對し靜岡縣知事より、謝狀及記念木杯を下賜さる。

同三十三年 川崎町細江に於て榛原郡聯合會を開き、十六社代表出席して、靜波出張所報徳館敷地買入の議、同委員報徳館建築準備の件議定。

十一月廿六日、勝間田村、中區耕整事業を發企す。

十二月十九日、中區耕整施行認可の申請書を出す。

明治三十四年 一月二十四日、飯田榮太郎氏貧民救助として報徳米の内より米一俵施與す。

三月十一日、農商務大臣より中區耕地整理施行認可あり。

十二月、中區宇西川に於ては明治廿六年以來の西川信用組合を解散して、風俗改良人心作興の必要を認め西川報徳社を結社す。

同三十五年 二月八日、上湯日に於て榛原郡報徳社聯合會を開會、報徳館建設委員五名建設選定の件、而して三十五年七月起工、三十六年三月竣工の件協議す。

此年岡田淡山先生勳六等に叙し、瑞寶章を授けらる。

三月廿四日、農商務省技手竹内進氏當地耕整の實況視察のため來社せらる。

同三十六年 二月八日、鬼女社當番にて郡報徳聯合會を相良町小學

校に開會、川崎報徳社其他變更の件、及設計の件報告、敷地議定。

三月三十日勝間田村中區耕整事業竣工。(六十二町歩余)

四月五日、大日本報徳社より表彰(第七回)大井良平、飯田近太郎、

枝村藤十氏選奨さる。

同 三十七年 二月、第六回郡報徳聯合會を開き報徳金利用方法の件其他議定。

四月、明治卅五年凶作に因る窮民救恤義捐金寄附の故を以て小仁田社に對し宮城縣外三縣知事より褒狀を與へらる。

六月十日、遠江國報徳社小野江副社長逝去香資を呈せり。

六月三十日、龜井靜岡縣知事は地方巡廻に際して中區耕整の實況を視察し事務所にて訓辭を與へらる。

七月十五日、川崎報徳館建築工事落成。

同月廿四日、同上落成式舉行。

同月十二日、榛原郡農會より耕整竣功に對して記念盃一ヶを贈りて之を表彰す。同郡下耕整の嚆矢なり。

八月廿六日、郡農會袴田氏を聘して堆肥の指導を受く。

十二月七日、日露戰爭開始されて時局重大なるに鑑み淡山先生の訓諭に基づき軍資貯蓄金を實行することを協定す。(小仁田社)

明治三十八年 明治三十八年青年の夜學奨勵のため飯田社長よりオルガン一臺を寄附す。

同 三十九年 一月「報徳の光」騰寫版刷を發刊す。(報徳の勸化の記事を掲載す。

二月十二日、老農村松惣平氏を聘して苗代改良の講話を聞く。(小仁田)

一番茶期に於て落合利太郎氏を聘して、社員の製茶場を巡廻指導す。この年初倉村の老農河村横太郎氏より、大和錦、加賀、富國一等の稻の優良種を購入試作す。

二月、小仁田の幹線道路二線を改良す。北方の一線は百七十二間七

分、南方の一線は百廿間、計二百九十二間七分にして、其經費の一部は報徳金を貸與して、其事業を援助す。

九月廿四日、榛原郡茶業組合長より、中區の經營にかゝる、勝間田製茶販賣組合に對して、其施設の優良なるを認め、その模範的なるをもつて褒狀を下賜さる。

十一月、飯田榮太郎氏は遠江國報徳社より、報徳學訓導に任命さる。

明治四十年 四月十二日、大日本報徳社より表彰(第八回)有功徽章飯田榮太郎、三等枝村藤十氏選奨さる。

九月、綠茶製造法改良普及のため、飯田榮太郎氏方に教師を聘して傳習を聞く。

八月十八日、稀有の大洪水につき、副社長飯田卯十宅山崩のため、全潰したるにつき、見舞金を贈る。

青年指導の急切なるを痛感し、社長自ら夜學會、茶話會等に出席す。

明治四十一年 飯田榮太郎氏に對して遠江國報徳社長岡田淡山先生より傳道の證として報徳道統卷、報徳傳道編、二宮尊徳先生年譜等を授與せらる。

四月、長野式噴霧器を購入して各社員の茶樹病虫害の驅除豫防に便す。

七月十六日、製茶品評會を開き優良者に賞與す。

同 四十二年 三月、中公會堂を新築す。(日本建、平家、瓦ふき、建坪三十一坪)工費總額千〇六圓。

六月、中公會堂に報徳圖書館を設置す。

十月二十四日、中公會堂に於て、小仁田社創立十七周年の記念會を開催し、併て中區に於ける大事業たる、耕整完成祝賀式を舉行す。

淡山先生、淺井小一郎翁、其他稻見榛原郡長殿も來臨す。

記念として社員には重箱一組宛を分ちたり。

明治四十三年 小仁田報徳社 報徳講事開設。(倉庫建築費造成のため)(三拾口一百八圓)

一月二日、第一回區民懇話會を開き、中區に於ける改良すべき事項を提案協議して、實行を企圖す。

稻見榛原郡長より、中區少青年會の活動を認められ、奨勵の旨趣にて、新に少青年の旗を授けらる。

明治四十四年 二月廿七日、謝恩のため三社代表小笠郡倉真村岡田邸を訪問す。

家庭會を奨勵す。本年中の開會數六ヶ所、十八回に及ぶ。

一月四日、稻見榛原郡長より飯田榮太郎に對し力を殖産の業に竭し、少壯より茶業に盡瘁し、自治の發展報徳の普及青年及社會教育婦人教育等多年一日の如く努力し功績顯著の故を以て表彰せらる。

一月廿八日、飯田榮太郎氏遠江國報徳社事務に當選。

一月、今年始めて區民懇話會の前に於て自治祭を執行す。自治祭の始めなり。

三月、中區時報を發行して區政の一斑を知らしめたり。

また靜岡縣の要求によりて、縣廳へ中社事務の調査答申を提出す。

七月、同上の功により榛原郡農會より感謝狀を贈らる。

明治四十五年 大正元年 一月自治祭、伊勢代參。

四月三日、澤庵漬品評會を行ふ出品二四點。

十月一日、報徳見學旅行を行ふ。

十一月九日、松井靜岡縣知事、中報徳社視察の爲め來社。

報徳帳簿展覽會出品(大日本報徳社主催)第一回九月、第二回十月十一月、靜岡縣内務部「地方改良實例」を發行して、勝間田村自治

祭、飯田榮太郎氏の治績を發表さる。

十二月十日、中區少年會の發會、山本良平之を統率す。當社長は常に之を保護誘導す。

◎從來、撰種器、噴霧器、穀粒壓扁器、麥摺器等の無料使用をなしつゝありしも、更に麥摺器一臺購入使用大に便宜を與ふ。

年來社員に對して肥料購入資金を融通しつゝありしも、本年の貸付高貳百三十三圓に及ぶ。

この年中區水害復舊工事費、教員住宅建築等多く報徳金を利用す。米の端境期に於て、報徳米を貸與して、其便宜を計る。

大正元年 四月八日、飯田榮太郎、大塚惠門兩氏は、各百四十七圓宛寄附して、勝間田村教員住宅を、中報徳社公會堂構内に建築し、永く教員住居の便宜を計れり。

二月廿日、飯田榮太郎氏大日本報徳社常務委員に當選す。中區水害復舊工事費及教員住宅建築費並に簡易水道布設等に對して公共事業資金を融通す。

この年特別土臺金の制を定め、五ヶ年分納の第一回酬金六十一圓十錢を積立てたり。

十二月、飯田榮太郎氏に對し大日本農會總裁貞愛親王より、「農村風紀の改良、農事改良の奨勵及實行の成績顯著なるの故を以て、」同會農事改良奨勵法により表彰せらる。

大正二年 一月十二日、榛原郡報徳社聯合會より、小仁田報徳社に對し、例會出席者多數の故を以て褒賞せらる。

十月一日、報徳見學旅行。

米穀改良組合創始、當區に於ける小作米を改良し聲價を高むるを以て目的とし、地主小作の協議に依り自治的検査を實施す。

十月、報徳帳簿展覽會出品 第三回(大日本報徳社主催)

故の本報社社長伊藤七郎平翁の建碑に際して金三圓を寄附せり。

大正三年 一月貳日、中、小仁田、西川三社聯合して第三回自治祭第

四回區民懇話會開會す、本年は創立滿廿周年に當る。

一月、「報徳カレンダー」を作製して報徳の信條、社訓、報徳金穀一

人別一覽表を印刷して社員に頒布す。

四月、大日本報徳社表彰式に當り(第九回)飯田榮太郎、大井良平、

飯田卯十氏撰獎せらる。

同月、大日本報徳社より優良社として中、小仁田の兩社表彰せらる。

(賞與金八圓也)

この年報徳濟生金を創成し大塚惠門、飯田榮太郎、枝村藤十氏等の

有志は其資金として百廿貳圓九十錢を寄附せり。

十月、婦人講習會を開く、會期三日間、會員七十一名。

同月、中央報徳會主事上野他七郎氏來社、小仁田、中、西川三社の

施設を調査せらる。

十二月、三社聯合常會の協議を以て産米検査を字に於て實行す。

大正四年

一月二日、故加藤龜藏氏を教育功勞者として追彰す。

同日、中區長より飯田榮太郎氏の下男、川口忠八を忠僕として表彰す

十一月十六日、敬老會を中公會堂に開き、天孟拜受者、飯田きぬ

(八一) 松井かれ(八一) 中野しげ(八一) を招待、座布團、鏡餅

酒肴を贈る。

十二月十五日、大正二年北海道外六縣凶作及同三年鹿兒島縣櫻島爆

發の際、罹災窮民へ賑恤金醸出の故を以て、小仁田報徳社に對し褒

狀あり。

十二月、産米検査實施。

大正五年 十二月、産米検査實施。

川崎報徳館門柱を寄附す金三圓。

大日本報徳社主催第七回夏期講習會に社員二名派遣。

飯田榮太郎氏の茶業改良事績に關し、靜岡縣茶業組合聯合會議所の

調査あり。

中公會堂副築費へ金百十二圓三十六錢を社費より支出す。

本社講習會入會者に對し、補助金交付、十四圓二十五錢。

大正六年 一月二日、中、小仁田、西川三報徳社合併して新に中報徳

社を創設し、其結社式を中公會堂に行ひ、榛原郡長矢野恕殿臨席さる。

一月、青年寒中修業會を行ふ。

二月十二日、榛原郡報徳社聯合會より、中報徳社に對し、例會出席

優等なる故を以て褒賞せらる。

副業獎勵繩買上をなす。四五〇束 金額七一圓八三錢

肥料共同購入を行ふ。金額八二〇圓

一茶紙共同購入。二〇〇帖 二七圓

二月四日、薬細工品評會を行ふ。出品 草履三二點、ワラジ三五點

ナワ三三點。

十二月、産米検査實施。

榛原郡報徳社聯合會主催講習會に社員二名出席。

中區青年會補助 金二圓。

大正七年 一月二日、孝子として大塚圓市を表彰す。

一月二日、中少年團表彰さる。

一月二日、自治功勞者として故大塚惠吉、模範農業者として故淺野

彌吉の兩氏を追彰す。

中公會堂修繕費として社費より金百六十三圓八十七錢支出。

中區青年會補助 金十圓。

二月十日、東遠製茶研究所の建設。

一月十二日、榛原郡報徳社聯合會より中報徳社に對し例會出席優良

なる故を以て褒賞せらる。

副業獎勵繩買上。八〇四束 金一八〇圓五七五

十二月、産米検査實施。

歸郷兵士慰勞金贈呈。六名 一二圓

米價騰貴に依り本村細民救助として米壹俵勝間田村役場へ寄贈。

中央報徳會寄附 金五圓。

大正八年 一月廿六日、茶園品評會開催出品茶圓八五ヶ所。

歸郷兵士慰勞金贈呈 二名 四圓。

十月八日、二宮大先生供養法會 二宮大先生の戒名を奉じ、供物を

供へ讀經、社員一同焼香禮拜。

十月、榛原中學校内に開催せる地方改良資料展覽會に耕地整理事績

其他事業に關するもの出品。

十一月、米俵裝を改良し容量を四斗に改む。(從來四斗二升)

十二月八日、飯田榮太郎氏勝間田村長に當選す。

十月十二日、川崎報徳館に於て報徳資料展覽會及三番茶品評會を開

く。

十二月、産米検査實施す。

中區部農會に對して補助金五圓廿八錢。

大正九年 四月四日、大日本報徳社より本社常會社員出席優良の故を

以て其精勤を表彰せらる 金二圓下附。

二月、電灯架設につき電氣會社に對して寄附金 二、二九〇圓 内

中報徳社寄附金 四五圓 報徳社貸付 三八七圓五〇錢。

歸郷兵士慰勞金贈呈 五名 一〇圓。

田方郡風水害地義捐金 五圓寄贈。

小學校寄附 百八圓六十二錢。

靜岡縣駿東郡神山復生病院寄附 五圓。

一月二日、中少年會に對し、神社掃除其他の實行を表彰す。

二月十五日、明治神宮御造營奉仕として青年、山本良平を送りたる

も、奉仕中不幸病覺に侵され二月廿七日東京にて死亡、三月六日自

宅に於て葬儀執行香料十圓を贈る。

三月五日、飯田榮太郎氏勝間田村農會長となる。

四月、平和記念植樹 桐苗百本を購入各戸に配布。經費十八圓八十錢。

十二月、産米検査實施。

中公會堂修繕費として金三十七圓七十八錢社費より支出。

十二月六日、勝間田村報徳社長に當選す。

川崎報徳館を第四館と稱すべき旨本社に向て申請す。

大正十年 四月四日、大日本報徳社より九年度中本社常會社員出席の

成績優良の故を以て其精勤を表彰され同時に金二圓下附。

四月四日、大日本報徳社より精業善行者として大井良平、淺野久平

大塚惠門氏等、表彰せらる。

十月、茶園肥料共同購入。豐年外四種五一五畝 金額二、五〇七圓

十一月、麥肥料共同購入。アンモニヤ外二種一三三畝 金額不明。

十二月、産米検査實施。

歸郷兵士慰勞金贈呈 三名 六圓。

郡下下川根村家山大火義捐金として金十圓。

一月二日、精業善行者として大石仙吉、澤田治六、飯田近太郎、淺

野彌五郎、大塚藤平、優良婦人として淺野りよ、山本さと、中野み

れ。優良青年として大石惠助、大石忠平、中野吉次郎表彰。

中公會堂修繕費として社費より四十四圓七十二錢支出。

佛教積善會支部補助 金三圓交付。

中青年會補助金 五圓交付。

十二月、勝間田村報徳社は特別加入金として興村證券一萬圓を發行す。

十月一日より七日間勝間田村報徳社第一回推護週間を行ひ、爾來毎年十月一日より七日間施行す。

大正十一年 一月四日、郡報徳聯合會の功績を認めて、榛原郡長は金百圓を贈りて之を表彰せらる。

四月二日、大日本報徳社より中報徳社に對し大正十年中出席優良なる故を以て金二圓と共に表彰せらる。

火災豫防加里燐酸肥料經濟を圖るためコンクリート灰入器設備

九二個 金額 百七十五圓 報徳補助 九十二圓。

十月、桑園肥料共同購入 豊年外二種 二二八圓。

漁船松島丸遭難義捐金二圓。

勝間田村小學校へ奉八十三本(金額六十圓)寄附。

十月、大日本報徳社主催報徳事績展覽會に諸帳簿類二十二點出品。

十月六日より六日間勝間田公會堂に於て、生活改善展覽會を開設す。

十二月一日、榛原郡主催報徳社理事會 第一回、飯田榮太郎、大井茂市、出席。

中青年會補助 金拾圓交付。

中少年會補助 金五圓二十八錢交付。

十二月六日、飯田榮太郎氏第四館(川崎報徳館) 主事に任ぜらる。

十二月六日、飯田榮太郎氏に對し大日本報徳社講師に任命せらる。

て二圓下附表彰せらる。

勝間田城跡建碑寄附 十五圓。

四月十七日、飯田榮太郎氏静岡縣社會教育主事を命ぜらる。

四月廿四日、同 氏大日本報徳社理事に當選す。

八月廿二日、内務省社會局梅澤屬出張、大畑本縣屬隨行、佐々井本社副社長案内せられ、勝間田村報徳社の組織、事業經營等に關し調査せらる。

十二月十一日、榛原郡主催 報徳社理事會(第三回) 飯田榮太郎、大塚惠門、出席。

七月二十九日、勝間田村社は米人ゴットリプ氏並に夫人令嬢を招待して講話會を開く。

一月、中報徳社報徳米金積高一覽表を番附に表はして、一般に示し其勤惰得失を反省せしめ、かれて獎勵の資料となす。

大正十四年 四月五日、大日本報徳社より中報徳社に對し社員出席優良の故を以て金二圓を添へ表彰せらる。

二月二十二日、榛原郡長より中報徳社に對し、「社員輯睦報徳の信條を守り、民風の改善、地方自治の發達に寄與するところ不尠」故を以て表彰せらる。

十一月一日、中公會堂に於て(合併)十周年祝賀會を催し社員に對し記念品として茶器を贈呈す、總經理費 二百七十二圓六十一錢。

倉庫移轉のため社費より六十四圓七十五錢支出。

中公會堂修繕費として社費より百十四圓四十四錢支出。

中少年會補助 金三圓交付。

九月六日、中報徳社第一回台所品評會を開催す。

大正十五年—昭和元年 四月四日、大日本報徳社より中報徳社に對

十二月一日、榛原郡長の召集になる報徳社理事會を開く。

十二月、産米検査實施。

大正十一年 十一月廿三日より勝間田村報徳社は消費及計量器展覽會及日用品廉賣會を開設す。

大正十二年 四月一日、大日本報徳社資料展覽會に中社事績及帳簿を出品して感謝状を受く。

四月、勝間田村報徳社巡迴産婆二人を囑託す。

四月一日、同社は兒童保護事業を開始す。

同十一月、飯田榮太郎氏、勝間田村報徳社兒童保護事業主事を囑託せらる。

前年同様中社の出席優良賞金二圓を與へらる。

九月六日、飯田榮太郎氏、勝間田村長を辭す。

十月、勝間田村社主催報徳原理講習會を開く。

九月、關東大震災義捐金十圓寄附。

十月より三ヶ月間朝鮮青年町村事務見學生二名のために、本村滞在中指導援助を行ふ。

大正十三年 二月十一日、静岡縣知事は勝間田村報徳社に對して金五十圓を下賜して其事業を表彰せらる。

二月十二日、小田原二宮神社震災復舊助成のため奉納金五圓を納め社長飯田榮太郎氏三月十六日出發神社境内へ勞力奉仕として社内止宿して土工勤務、五日間滞在。

佛教積善會補助 金百圓交付。

中區消防組補助 金百圓交付。

二月十四日、飯田榮太郎氏榛原郡社會教育主事に囑託。

四月六日、大日本報徳社より中報徳社に對し社員出席優良の故を以

し社員出席優良の故を以て金二圓を添へ表彰せらる。

この年橋梁改築をなす。(従来の木橋を「コンクリート」に改造)

六ヶ所 六五〇圓。内報徳金支出 二〇〇圓。

六月三十日、飯田榮太郎氏社會教育主事を免ぜらる。

沼津市大火義捐金 三圓。

淡山翁記念報徳圖書館 金百圓寄附。

中公會堂修繕費として社費より金十圓三十五錢支出。

一月六日、飯田榮太郎氏大日本報徳社常務理事に推薦せられ、教務部長に任ぜらる。

静岡縣社會課に於て縣下町村に於ける、婦人團體の活動狀況を調査するため、縣下に六ヶ町村を指定して、婦人教化指導に關する模範施設町村を設定せるが勝間田村も其撰に入り、こゝに於てかれてよりの佛教婦人會の組織を改めて、九月一日中支部婦人會の設立成る。會員八十名。

中青年會補助 金十圓交付。

一月十八日より二十一日迄榛原郡自治聯合會主催成人教育講座を開き、中央報徳會講師村田宇一郎氏を聘す。

昭和二年 一月一日、静岡縣製茶業組合創立と共に、飯田榮太郎氏榛原郡支部長に推戴さる。

合併前の中報徳社々長前村長大井良平氏、六十才を以て逝去す。

四月三日、大日本報徳社より中報徳社に對し、社員出席優良の故を以て金二圓を添へ表彰せらる。

橋梁改築 七ヶ所 七百十二圓 内報徳金支出 二百圓。

五月五日、中社主催全國乳幼児愛護デーにて中社は、一日幼稚園を行ふ。五歳以上七歳以下兒童廿四名。

六月十三日より七日間、第一回農繁期保育園を開設す。七日間園児六二名。經費 一二〇圓。稲作品評會開催。

十一月、産米検査實施。十一月、中支部婦人會主催の臺所改善講事開始さる口數百口。

昭和三年 四月一日、大日本報徳社より、中報徳社に對し、社員出席優良の故を以て金二圓を添へ表彰せらる。

橋梁改築 四ヶ所 工費三百五十圓。内報徳金支出百圓。

六月、第二回農繁期保育園(七日間)中、勝田、二ヶ所に開設す園児八四名、經費百十五圓。

六月、縣外視察(第一回)神奈川縣中郡岡崎村井上福松氏の苗代視察(二泊、六人)

四月一日、大日本報徳社より精業善行者として飯田正平、飯田勤次郎表彰せらる。

九月一日、蔬菜品評會 出品六五點。

九月、耕地整理記念碑を中報徳社會堂の傍に建設す。

十月、御大典奉祝、中報徳社員及家族其他二百五十人中公會堂に參集嚴かに奉祝式を舉行す。酒肴を饗す。經費二百九圓。

昭和四年 四月六日、神奈川縣報徳社聯合會視察團四十五名來社。

四月十二日、川崎報徳館建築委員故人の追善を行ひ本村前村長大井良平、靜谷社長前々村長小林榮次郎兩氏の靈位を祭る。(廿五周年祭經費二二圓)

四月七日、大日本報徳社より中報徳社に對し、社員出席優良の故を以て金壹圓を添へ表彰せらる。

橋梁改築 四ヶ所 工費二八〇圓 内報徳金二百圓。

六月、第三回農繁期保育園(七日間)園児六〇名 經費金七十三圓十一月、縣外視察 第一班 愛知縣幡豆郡三和村榑木伴作氏稲作視察。第二班 滋賀縣若林善右工門氏稲作視察。

昭和五年 四月 日大日本報徳社より中報徳社に對し、社員出席優良の故を以て表彰せらる。

橋梁改築 五ヶ所 工費二〇〇圓 内報徳金一〇〇圓支出。

四月五日、神奈川縣報徳社聯合會視察團四十名來社。

五月三十日午後一時、大日本報徳社に於て 聖上陛下行幸に際して玉座の側に陳列したる天覽品中加入せられたる、昭和四年末中報徳社現量鏡の天覽を賜ふ。又社長飯田榮太郎氏は、本社理事の資格に於て、御座所に參入するの光榮を得たり。

六月、第四回農繁期保育園(七日間)園児五五名 經費七一圓。

五月、苗代品評會 出品 中區全部巡視比較審査。

十月廿一日、稲作多收穫品評會 中區全部に亘り審査を行ひ、十俵以上收穫者に對し金十圓授與。

伊豆震災地義捐金 十五圓。

十一月、中央教化團體聯合會に於て教化功勞者第一回選奨として社長飯田榮太郎氏表彰せらる。

十月十日、勝間田村報徳社より淺野彌五郎、森下茂作を表彰さる。中公會堂修繕費として社費より金六十四圓六十五錢支出。

十一月、飯田榮太郎全國兒童保護事業大會及第七回全國教化事業大會に出席す。

昭和六年 三月、飯田榮太郎氏婦人教化施設、五ヶ年間盡力の感謝狀を勝間田村長より受く。

四月 日、大日本報徳社より中報徳社に對し出席優良の故を以て表

彰せらる。

橋梁改築 七ヶ所 工費二百圓 報徳金一百圓。

六月、第五回農繁期保育園(七日間)園児四四名 經費五十三圓。

縣外視察、愛知縣養鶏事業視察。

四月十四日、濱松市公會堂に於ける全國報徳社員大會、社長飯田榮太郎代表出席「兒童保護成績」につき講演をなす。

十一月、青年指導として大日本報徳社に宿泊して一夜講習會開催、聽講者二十七名 經費二十五圓。

中公會堂修繕費として社費より金十四圓支出。

六月廿三日、農繁期保育園活動映畫成る。

昭和七年 四月 日、大日本報徳社より中報徳社に對し、社員出席優良の故を以て表彰せらる。

五月七日、東京朝日新聞社は優良托兒所を表彰するに際して表彰を受く。

橋梁改築 二ヶ所 工費 内報徳社金〇〇圓。

六月、第六回農繁期保育園(七日間)園児五六名 經費八六圓四九錢

縣外視察、愛知縣安城地方及濱名郡蔬菜栽培地方視察。

七月一日發行「少年の保護」第二十號中部靜岡縣欄に勝間田村兒童保護事業を紹介せり。

十月廿一日、國民生活建直講習會一行二十五名視察のため來社。

十月廿二日、神奈川縣足柄上郡教育會二宮先生研究部員廿三名來社

(五) 謝 恩 事 業

二宮大先生供養法會

大正八年十月八日

會場 成安寺

法師 兒玉祖虔師

二宮大先生の戒名を奉し

供物を供へ讀經

社員一同焼香禮拜

御 大 典 奉 祝

日 時 昭和三年十月

會 場 中公會堂

人 員 貳百五十人

出席者 中報徳社員及家族其他

奉祝式 嚴かに奉祝の式を舉行す

祝 宴 老若男女各家數名宛出席し酒肴を饗し、當地空前の宴會にして歡樂極まりなかりき。

經 費 報徳社補助 金百十五圓

區民寄附 金百六圓五拾錢

謝 恩 訪 問

明治四十四年二月二十七日

謝恩の爲めに社代表岡田邸訪問

報徳教化指導及耕地整理援助等

洪恩感謝

贈呈 白色毛布 壹函

代表者

小仁田社長 飯田榮太郎
 中社長 大井良平 副社長 大井茂市
 西川社長 枝村藤十 副社長 大塚惠門
 十周年記念祝賀會

日時 大正十四年十一月一日
 會場 中公會堂
 神官 謝禮 參圓
 記念品贈呈 茶器百人分
 此金額 九拾八圓五拾錢
 印刷物 記念誌二百部印刷
 料 重折詰 百人分
 經理 重折詰 百人分
 經費總額 貳百七十二圓六拾壹錢

敬老會

日時 大正十四年十一月十六日
 會場 中公會堂
 招待 天孟拜受者
 飯田きぬ (八十一歳)
 松井かれ (八十一歳)
 中野しげ (八十一歳)

祝詞 座布團(壹枚づ)、(饅餅、酒肴)
 記念品 一般會員にも紅白の小餅を分ち天孟にて御神酒を頂戴す。
 祝盃

(六) 奉仕事業

歸郷兵士慰勞金

大正七年	三	一、二〇〇
同八年	二	四、〇〇〇
同九年	五	一〇、〇〇〇
同十年	三	六、〇〇〇
同十二年	二	四、〇〇〇

社員家族弔祭費

大正五年	四、〇〇〇	大正一四年	五、〇〇〇
同六年	四、〇〇〇	昭和元年	二、五〇〇
同七年	二、〇〇〇	同二年	一、二〇〇
同八年	四、〇〇〇	同三年	八、〇〇〇
同九年	一、四〇〇	同四年	九、〇〇〇
同一〇年	五、五〇〇	同五年	一、〇〇〇
同一年	九、五〇〇	同六年	五、〇〇〇
同二年	二、五〇〇	同七年	四、〇〇〇
同三年	一、五〇〇		

明治神宮御造營奉仕青年

大正九年二月十五日

火災豫防灰入器 (コンクリ製圓筒形)

大正十一年一月二日第十三回區民懇話會の決議に依り中區内各戸一齊に備付る事とし共同購入の方法に依り一手に製作し普く配布す
 個數 九十二
 金額 金百七十五圓參拾錢
 補助金九拾貳圓(中報徳社)

平和記念植樹

大正九年四月
 桐苗百本 各戸へ配布
 經費 拾八圓八拾錢

朝鮮青年町村事務見習者指導援助

大正十二年十月より三ヶ月間
 町村事務見習生貳名 來村滞在
 朝鮮忠南扶餘郡恩山面 鄭重漢
 同 同 同揚岩面 李萬植
 中社常會に出席、社長宅來訪其他、調査に便宜を與ふ、記念品を贈る
 備考 縣外青年の指導をなしたる數名あり之を略す
 神奈川縣社 震災復舊助成
 小田原二宮神社

大正十三年二月十一日奉納金五圓
 奉仕 團長 飯田榮太郎 大正十三年三月十六日出發 神社境内土
 功勤務五日間滞在

二月十六日午後八時榛原郡役所に集り上京す
 模範青年 山本良平
 祝詞及饗別を呈す
 榛原郡奉仕團員として奉仕中不幸發病
 二月二十七日 東京に於て死亡 三月六日 自宅葬儀
 吊詞、香料(十圓)を贈る

電燈架設寄附金

時期 大正九年二月
 總額 中區内に於て會社に寄附したる總額金貳千二百九拾圓五十錢
 中報徳社 常夜燈、公會堂分中報徳社 四拾五圓
 報徳金貸付 金參百八十七圓五拾錢
 東遠製茶株式會社金四百圓

橋梁改築 (從來の木橋をコンクリートに改造)

改築年次	個所	工費總額	區費	報徳金
昭和元年	六	六五〇	四五〇	二〇〇
同二年	七	七一二	五一二	二〇〇
同三年	四	三五〇	二五〇	一〇〇
同四年	四	二八〇	八〇	二〇〇
同五年	五	二〇〇	一〇〇	一〇〇
同六年	七	二〇〇	一〇〇	一〇〇
同七年	七	二〇〇	一〇〇	一〇〇

教員住宅無償交付

昭和五年四月二十八日
 破村從建日
 損有前物時
 瓦葺一棟
 教員住宅
 不用に歸したる結果無償交付
 歲月を経過し破損したる所多し依て之を賣却し
 新に建築する必要を感じたり

各種補助金

大正五年	一四、二五	本社講習會入會者に對し補助金
同六年	二、〇〇	青年會補助
同七年	一〇、〇〇	同
同八年	五、二八	部農會補助
同十年	三、〇〇	佛教積善會支部
同十年	五、〇〇	中青年會補助
同十一年	一〇、〇〇	同
同十二年	五、二八	中青年會補助
同十二年	三、二〇	中青年會補助
同十三年	一〇、〇〇	佛教積善會
同十三年	一〇、〇〇	消防組補助
同十四年	三、〇〇	少年會補助
同十四年	一〇、〇〇	中青年會補助
同十五年	一〇、〇〇	中青年會補助
同十五年	一二、〇〇	火防宣傳活動寫真會補助

寄附金

大正五年	金三圓	川崎報德館門柱
大正七年	金五圓	中央報德會
大正九年	百八圓六十二錢	小學校其他
大正十三年	五圓	復生病院
大正十三年	金十五圓	勝間田城跡建碑
大正十一年	金六十圓	勝間田村小學校へ傘三十本代
大正十五年	金百圓	淡山翁記念報德圖書館

義捐金

大正六年	金一、五〇	凶作地へ稻種一斗寄贈
同七年	米一俵	米價騰貴につき本村細民救助
同九年	五、〇〇	田方郡風水害地
同十一年	一〇、〇〇	家山火災地
同十一年	二、〇〇	遭難漁船(松嶋丸)
同十二年	一〇、〇〇	關東震災地
同十二年	三、〇〇	沼津火災見舞
昭和五年	一五、〇〇	伊豆震災地

(七) 自治振興並教化事業

自治祭典 明治四十四年一月二日

自治の圓滿なる發達を祈る
 報德主義の實行を期し毎年一月之を行ふ
 天祖大神 二宮報德大神
 神職を聘し嚴肅に祭事を行ふ 松浦國幣小社小國神社宮司招聘
 祭典の終りに表彰式を行ふことあり
 開始以來嘗て休止したることなく昭和八年一月其第二十三回を舉行せり

おのづから里ををさめて民草のおひしけるへき道をこそしれ
 從七位 松浦廉之助

區民懇話會

創始 明治四十三年一月二日
 目的 報德主義の實行を期す
 方法 區民參集し區長司會者となり區民の意見を徴し實行方法を協定す
 主題 中區に於て改良を要する事項如何
 座長 其都度推薦す
 協定事項 毎回數項を協定せり
 效果 各種協定事項の實行を見効果多大なりと認む
 繼續 昭和八年一月其第二十四回を開會せり

自治祭典區民懇話會費

大正五年	一四、一三	昭和元年	一五、〇〇
年次金額		年次金額	

報德講習會 (社員入會受講)

同六年	四二、六四	同二年	二九、〇〇
同七年	二七、六六	同三年	三〇、八七
同八年	二七、九三	同四年	一四、三〇
同九年	三八、〇九	同五年	一一、〇〇
同十年	二一、八八	同六年	一一、〇〇
同十一年	一一、三八	同七年	一六、八五
同十二年	八、九〇		
同十三年	七、七八		
同十四年	二一、五〇		

中社主催

大正三年十月五日より三日間
 婦人講習會 講師 渡邊平内治
 學科 修身齊家 修了生 七十一名
 大正五年一月四日同五日
 飯田榮太郎、山本佐七、大井茂市、大塚惠門
 昭和四年三月二日同三日 勝間田村公會堂 飯田榮太郎外九名
 昭和六年三月三日より三日間 飯田貫一、大塚昌次
 昭和五年二月二十二日 同二十三日
 大正五年八月十五日より七日間 第七回夏期講習會 三十名
 大正十三年十一月三日、四日、五日 淺野幸一 飯田貫一

大日本報德社

聯原郡報德社聯合會主催

表彰ノ一 (自治祭關係)

追 彰 大正四年一月二日(自治祭典に於て)
教育功勞者 故人 加藤龜藏
追彰文 略す 燭臺 壹個贈る
表 彰 大正四年一月二日
忠僕 飯田榮太郎 下男川口忠八
表彰文 目錄(金參圓)
永原郡長より特に賞與金を與へらる

表彰ノ二

表 彰 大正七年一月二日(於自治祭典)
賞 與 賞旨 孝養 大塚圓市 表彰狀 賞金
前 同 日(同)
追 彰 中少年會 賞金壹圓
大正八年一月二日(於自治祭典)
自治功勞 大塚惠吉 模範農業 淺野彌吉
追彰文略す 香爐 壹個ツ、贈る

表彰ノ三 (大正十年一月二日)

精業善行者 五名 大石 仙吉 澤田 治六 飯田近太郎
淺野彌太郎 大塚 藤平
優良婦人 三名 淺野 りよ 山本 さと 中野 みね
優良青年 三名 大石 亮助 大石 忠平 中野吉次郎

大日本報徳社表彰

第六回 明治三十一年十一月六日 三等賞 大井茂市 四等賞 飯田正平
第七回 同 三十六年四月五日 三等 大井良平、四等 飯田近太郎、枝村藤十
第八回 同 四十年 四月十二日 有功銀徽章 飯田榮太郎 二等賞 同人
三等 枝村藤十
第九回 大正三年四月 日 特別賞 飯田榮太郎、三等 飯田卯十、大井良平
優良社 中報徳社、小仁田報徳社、表彰狀、金八圓
第十回 大正十一年四月四日 精行善行賞 大井良平、淺野久平、大塚惠門
第十一回 昭和三年四月一日 同 飯田正平、飯田勘次郎
勝間田村報徳社表彰
大正九年一月二日 中少年會 神社掃除其他の善行 賞金貳圓
昭和五年十月十日 淺野彌五郎、森下茂作
常會出席精勤賞與
大正十五年 一等一 二等四 三等六
昭和二年 同 二 同 四 同 七

昭和三年 一等一 二等二 三等五
昭和四年 同 二 同 二 同 三四等三
昭和五年 同 二 同 三 同 五
昭和六年 同 四 同 二 同 五

大日本報徳社主催 報徳資料展覽會出品

一、報徳帳簿展覽會(川崎報徳館)
第一回 大正元年九月

小仁田社 二十六 中社 十三 西川社 十九
第二回 小仁田 二十 中 十六 西川社 十八
第三回 小仁田 二〇 中 十六 西川社 十四

二、地方改良資料展覽會

大正八年十月十二日 榛原中學校内 事業に關するもの六種
耕地整理事務

三、報徳事績展覽會

大正十一年十月十九日同二十日
掛川町大日本報徳社 諸帳簿類二十二點

郡長主催 報徳社理事會

第一回 大正十一年十二月一日 榛原郡役所
船津郡長訓示、協議
講演 藤野縣社會課長 佐々井大日本報徳社囑託
出席 社長飯田榮太郎、副社長大井茂市
第二回 大正十二年十二月十五日 同
根岸郡長訓示、協議

第四回

講演 佐々井大日本報徳社副社長 齊藤縣社會主
事 望月川崎警察署長
出席 社長飯田榮太郎
大正十三年十二月十一日 同
楠島郡長訓示、協議
講演 齊藤縣社會主事 山田大日本報徳社理事
出席 社長飯田榮太郎、副社長大塚惠門
大正十四年十二月二十三日 同
楠島郡長訓示、協議
講演 佐々井大日本報徳社副社長、齊藤社會主事
出席 社長飯田榮太郎

天覽ノ光榮

日時 昭和五年五月三十日午後一時
場所 大日本報徳社
行幸 静岡縣御巡幸の際玉座の側に陳列したる天覽品中
に加へられたるは大なる光榮とす
天覽を賜ふ 昭和四年末 中報徳社現量鏡
報徳金 中報徳社報徳金總額
金四萬四千參百八拾五圓拾七錢

縣知事ノ視察

明治四十五年十一月九日
勝間田村視察の際特に中報徳社視察静岡縣知事法學博士松井茂殿來
社 隨行 加藤郡長、根岸技手、山脇郡書記、川崎町長、川崎警察

署長

中公會堂に於て社業調査(中報徳社要覽提出)
訓示 役員一同に一場の訓示ありたり

一日幼稚園

昭和二年五月五日開設(兒童愛護デー)

會場 中公會堂
主催 中報徳社
園児 五歳以上七歳以下二十餘名
保母 鈴木千代 辻とみ
効果 此催の結果農繁期保育園を開設する動機となりたり
特賣 ミルク、シツカロール、ゴムシーツ、石鹼

農繁期保育園

回数	年次	日數	場所	園児	經費
第一回	昭和二年六月	七日間	中公會堂	六二	一一〇、〇〇
第二回	昭和三年六月	七日間	中公會堂	八四	一一五、一八
第三回	同 四年六月	七日間	長興寺	六〇	七三、五五
第四回	同 五年六月	七日間	長興寺	五五	七一、〇〇
第五回	同 六年六月	七日間	長興寺	四四	五三、一七
第六回	同 七年六月	七日間	長興寺	五六	八六、四九

視察團體(歡迎)

昭和四年四月六日 神奈川縣報徳社聯合會視察團

人員 四十五名

昭和五年四月五日 神奈川縣報徳社聯合會視察團
人員 四十名

昭和七年十月二十一日 國民生活建直講習會一行
人員 二十五名

昭和七年十月二十二日 神奈川縣足柄上郡教育會二宮先生研究部
人員 二十三名

特別視察調査

齊藤榮一氏發表(農村營利化と振興)(報徳社と農村振興)
大正三年十月十二日 中央報徳會主事上野他七郎氏來社
小仁田、中、西川三報徳社の施設を調査せらる
大正十三年八月二十二日 內務省社會局梅津屬出張
本縣社會課大畑隨行佐々井副社長案内せらる 社の組織、事業經營等に關する調査をなされたり

昭和四年 月 日 勞資協調會農村課齊藤榮一氏來社
報徳社と農村振興、農村の營利と其振興發表せらる

講演	年次	金額	年次	金額
大正五年	二二、六〇	大正十三年	一一、六〇	
同 六年	五、二〇	同 十四年	一一、六〇	
同 七年	一八、五二	同 十五年	二〇、五〇	
同 八年	一七、五四	昭和二年	二五、七〇	
同 九年	八、五〇	同 三年	六〇、〇〇	

趣味

講談	東京 鶴見欣次郎外
趣味講演	東京 天野雉彦外
伽話	鈴木房吉外
琵琶	大塚井六外
歌曲	大塚惠門外
音樂	バイオリン、風琴、尺八
報徳歌留多	トランプ

報徳家庭相談所

一、昭和八年一月五日第二十四回區民懇話會ノ決議ニヨリ設置
スルコト、ナレリ

一、規程左ノ通り
一、主事委囑

報徳家庭相談所設置規定

- 第一條 中報徳社ノ施設トシテ家庭相談所ヲ設置ス
- 第二條 家庭相談所ハ社員ノ家庭ニ於ケル苦惱ヲ除キ家族間ノ圓滿ヲ保持シ幸福ノ増進ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第三條 家庭相談ノ取扱主任ハ理事中ノ適任者ニ委囑スルモノトス
- 第四條 家庭相談所ヘ社員ノ申込ミニ依リ家政家事ニ關スル諸般ノ相談ニ應シ出來得ル限り親切ニ取扱フモノトス

同 一〇年	一三、二〇	同 四年	二四、八六
同 一一年	九、六〇	同 五年	三〇、五八
同 一二年	七、〇〇	同 六年	四〇、〇六

講師は多く旅費謝禮を受けられざるも僅に旅費を支拂たる分なり

全國報徳社員大會出席

- 一、期 日 昭和六年四月十四日開會
- 一、場 所 濱松市公會堂
- 一、代表出席 社長 飯田榮太郎
- 一、講演 (兒童保護成績) 社長飯田榮太郎
- 一、座談會 時 當夜 所 濱松市報徳館 出席者 飯田社長

青年指導一夜講習

- 日 時 昭和六年十一月
- 計 劃 本社と打合せ特別指導施設
- 目 的 社員中の青年養成
- 往 復 徒歩國立・縣立茶業試驗場視察
- 會 場 本社 特別指導として申請し食事宿泊一切の準備を依頼す
- 見 學 報徳圖書館
- 人 員 貳拾七名
- 引 率 飯田社長
- 講 師 本社佐々井副社長、鈴木理事
- 經 費 金貳拾五圓

第五條 必要ニ應シ顧問ヲ設クルコトヲ得

第六條 家庭相談ニ關スル取扱ハ申込者ノ希望ニ依リ秘密ヲ守ルモノトス

第七條 家庭相談ノ取扱ハ無料トス 但シ特ニ經費ヲ要スルモノハ實費ヲ徵スルコトアルヘシ

附 則

第八條 本規定ハ昭和八年一月ヨリ實施ス

社団法人 中報徳社
報徳家庭相談所主事
中報徳理事 飯田榮太郎

事業完了 明治四十二年九月二十日
祝賀會 明治四十二年十一月 日公會堂落成式を兼舉行シ
特に岡田良一郎先生臨席せらる

第二期耕地整理

發 起 明治四十四年二月廿八日
起 工 同 四十五年一月十七日
竣 工 大正四年八月三十日
整理前面積 五町一反二畝二十二步
整理后面積 五町七反二畝二十四步
經費總額 金壹千七百圓
事業完了 大正九年四月十九日

耕地整理記念碑建設

日 時 昭和三年十月 日
場 所 中公會堂構内
碑 石 仙臺平石
碑 文 表耕地整理記念碑、裏第一期第二期の概要彫刻
經費 金貳百拾貳圓四拾六錢

耕整事業の経過

明治三十四年三月廿六日耕整工事着手
一、初年度、先づ南北兩端より起工し字高山の坪、長の坪、
二の坪及十の坪を行ふ
次年度、字三の坪、四の坪、八の坪、九の坪を行ふ

(八) 産業振興並指導施設

(イ) 耕地整理

第一期耕地整理

發 起 明治三十三年一月一日
起 工 同 年十二月二十六日
竣 工 同 三十六年三月二十日
整理前面積 五十二町八反七畝二十步
整理后面積 六十二町三反三畝二十步
經費總額 金三千八百二十圓

三年度、字五の坪、六の坪、七の坪を施行し
最後に道路溝渠の工事を施し全部の完了は明治三十六年三
月十日なり

二、借入金 事業資金として遠江國報徳社より三十三年三十四
年にわたりて無利五ヶ年賦の報徳金一千圓を借用し又中、
小仁田兩社の報徳金六百廿五圓を使用せり

三、補助金

補助金總額五百八十圓三十四錢内
内 譯
イ、縣費補助 一、三十三年度 百八十六圓八十九錢
二、三十四年度 參十八圓〇三錢
三、三十五年度 百十六圓六十三錢

耕整前耕地

筆數	別		外畦畔	地價
	反	別		
六六	四〇、一七	反	九三五	三、八六、三〇〇
七〇	一六、九〇	反	二四	二、二八、二五〇
二〇	六、五二	反	〇	三、八、二〇〇
六	三三	反	〇	一七
〇	三〇〇	反	〇	〇
〇	一、六〇	反	〇	〇
〇	五、八七	反	〇	〇
〇	三、八〇	反	〇	〇
〇	一、〇	反	〇	〇
一七	一、〇	反	〇	〇

整 理 後

筆數	別		内畦畔	地價
	反	別		
五九	五、四、一〇	反	二九、〇八	三、八三、七〇〇
五〇	一五、四〇	反	五〇四	三、四、四七〇
二六	九、一三	反	一	三、一、二〇〇
〇	〇	反	一	〇
〇	〇	反	一	〇
〇	〇	反	一	〇
〇	〇	反	一	〇
〇	〇	反	一	〇
六九	三、三、一〇	反	一〇、一三	三、四、四七〇

耕地整理の効果

灌溉 排水 交通 運搬 其他作業の簡便、乾田の増加 整理前十五町歩の乾田が今や殆ど乾田に利用さる

整理前五十二町、七反歩の土地は六十二町三反となれり 経費の僅少 経費の比較的少額にて済みしは地主は其経費を負担し作人は更務的に勞役に服し工事中家族をあげて之に従ひたる相互推讓の結果なり

季員の異動、耕整委員飯田榮太郎明治卅四年委員長を辭し大井茂市當選、同三十七年八月十七日委員飯田利市死亡し、明治三十九年十一月委員飯田卯十副委員長を辭し、同四十年十二月二十二日委員淺野榮吉死亡す

耕整事業總收入 八、五一六圓八六錢五

- (一)補助金 五八〇、三四
- (二)増歩地賣却金 九二五、八六
- (三)精算徴収金 四、六九六、七〇
- (四)地主負擔金 一、九四七、三八
- (五)雜收入金 三六六、五六

支出 總計 八、五一六圓八六錢五

- (一)發企及設計費 二〇三、八〇〇
 - 發企諸費 五〇圓
 - 設計上に要せし人夫及諸色代其他 一五三、八〇錢
- (二)會議費 六九、四〇〇
 - 委員會三十九回延人員三百四十七人

四〇

- (三)工務監督 五八三、〇〇三
 - 書類調製必需品 三五、四〇一
 - 調査認め其他人員一千五百〇三人 五五七、六〇一
- (四)道路費 八〇七、八九四
 - 土工費 四二五、七八四
 - 橋梁費 一三〇、三九三 (橋四十ヶ所)
 - 土管費 一二二、八九四
 - 杭木代費 六八、四二三
 - 用惡水路費
- (五)溝渠費 四三五、四六六
- (六)堤塘費 一二五、〇五一
 - 土工費 六九、五五二
 - 杭木 三五、五〇〇
 - 束竹 一九、九九九
 - 土工費 一、〇二〇、三七五
 - 杭木 六〇、四〇〇
 - 石 二一、一五〇
 - (測量石標三十三本)
 - 夫 五、一五〇 (埋込及運搬人夫)
- (七)畦畔及床均費一、〇八〇、七七五
- (八)石標費 二六、三〇〇
- (九)精算交付金四、六九六、七〇〇
- (十)雜費 四八八、四六五

以上は耕整事業の梗概であるが明治卅四年二月二日土木工事の許可申請を榛原郡長に提出せしより同四十二年九月二十日整理總會を開き事業報告及経費の收支決算を報告し異議なく認定

せられ、之を直に農商務大臣に報告するに至るまで、前後十年の日子をへて漸く本事業の完了を告ぐる事を得たり

(ロ) 産業指導

共同購入 (一)

大正六年九月	
煉 粕	四一三、五〇三
種 粕	六七、三五〇
魚 粕	五、八五〇
蛹 粕	二三、八〇〇
大豆 粕	六八、二五〇
豐 年 粕	一九一、八〇〇
椰 子 粕	二〇、〇〇〇
過 燐 酸	五一、六〇〇
合 計	八一九、九九七
厚紙 百帖	二七、〇〇〇
厚紙 二百帖	七三、九二〇

共同購入 (二)

大正十年十月	
豐 年	三、九〇
落 花 生	五、九〇
煉 粕	一〇

四一

大正十年十一月	
安母尼亞 過燐酸石灰	五
合 計	五一五

大正十一年十月	
安母尼亞 過燐酸石灰	三一
完全肥料	九〇
合 計	一二

大正八年一月二十六日	
豐 年	二〇七
落 花 生	二〇
合 計	二二八

茶園品評會	
出品數	八十五點
審査員	八名
一等	一名
二等	四名
三等	九名
四等	一名
賞 與	一九名

副業獎勵繩買上
大正六年 繩 四百五十束

大正七年 金 七拾壹圓八拾三錢五厘
繩 八百〇四束
金壹百八拾圓五拾七錢五厘

米穀改良

繼續 昭和三年迄十六年間實施
創始 大正二年十月
目的 中區に於ける小作米を改良しその聲價を高むるを以て目的とす
實施方法 便宜中區米穀改良組合を設く
特徴 毎年標準米を定め小作米の精撰及俵裝の検査を行ふ
機關 地主小作の協議に依り自治的に検査制度を實施す
改良獎勵 組長一名副組長一名評議員六名任期各二ケ年經費は地主の負擔とす
一、検査の際上中下に區分し上等には赤色の荷札を付し、下等は青色の荷札を交付す、赤色のものは地主に於て一俵に付米五合を賞與す
二、夏土用后再審査を行ひ優等に賞與す

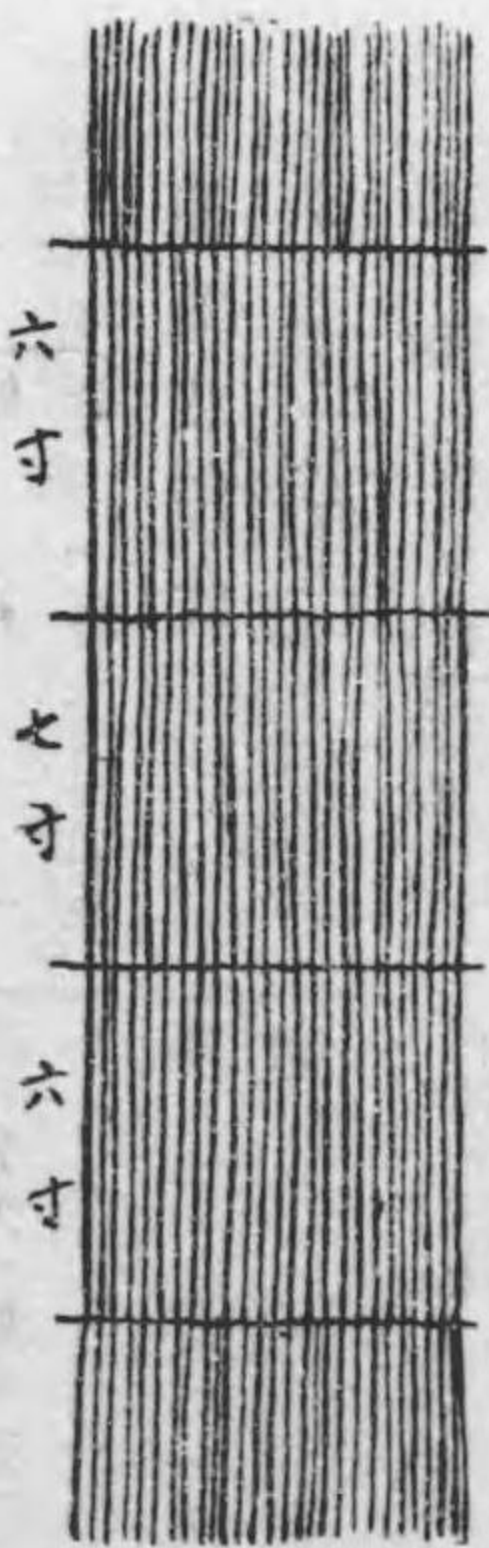
米俵裝改良

大正八年十一月二十五日以降實施
米一俵の容量 四斗(法米貳合とす)従前四斗貳升なりしを四斗に改む

俵裝貳重俵とし内外とも五ヶ所締
俵編寸法 中符七寸 外符六寸
昭和六年より縣營検査となり更に改良することなれり

◎米の俵裝改良

- 一、壹俵容量 四斗 但シ法米貳合
- 一、俵裝 貳重俵トシ内外トモ五ヶ所締ノ事
但俵編寸法 中符七寸 外符六寸



右は豫て相談の上確定したる義に候へば念の爲め御通知申上候

大正八年十一月廿五日 中米改良組合長 大塚 惠門

◎美しきかきりなりけり目に見ゆる
色より赤き人のこゝろは

(ハ) 米穀改良成績

勝間田村中米穀改良組合規約

第一章 總則

第一條 本組合ハ中米穀改良組合ト稱ス
第二條 本組合ハ作米ヲ改良シ米穀ノ聲價ヲ高ムルヲ以テ目的トス
第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ
一、稻種子ノ改良
二、米穀ノ精撰及俵裝ノ検査

第四條 中區内ノ米作者ハ自家用ヲ除キ總テ検査ヲ受クルモノトス
第五條 検査ハ最モ公平ヲ旨トシ一定ノ方法ニ依ルモノトス

第二章 役員

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ任期ハ二ケ年トス
組合長 壹名 評議員 六名
副組合長 壹名
第七條 評議員ハ地主ヨリ三名小作人ヨリ三名ツ、ヲ選出スルモノトス

第八條 組合長、副組合長ハ評議員會ノ推薦ニ依ルモノトス
第九條 評議員ノ互選ヲ以テ検査員三名ヲ選出ス

第十條 組合長ハ組合ヲ總理シ副組合長ハ組合長ヲ補佐シ又ハ代理シ評議員ハ組合會議ニ列シ且ツ會計及庶務ヲ分掌ス
第十一條 検査員ハ米穀及俵裝ノ検査ヲナシ米量ニ從事スルモノトス

第三章 會議

第十二條 總會ハ毎年一月之ヲ開キ報告及協議ヲナスモノトス
第十三條 評議員會ハ毎年十二月之ヲ開キ標準米ヲ定メ且ツ検査方法ヲ協定スルモノトス

第四章 會計

第十四條 會計年度ハ曆年トシ會計ハ組合長之ニ任シ諸經費ハ検査俵數ニ割當テ地主ヨリ徴收スルモノトス

第五章 雜則

第十五條 本規約ノ細則竝ニ施行上ニ付テハ其都度協議ヲ以テ決定スルモノトス
第十六條 本規約ハ大正二年ヨリ施行ス

大正二年十月

勝間田村中米穀改良組合

米穀改良成績

本組合ノ取扱米ハ小作米ヲ主トシ地主小作ノ協調ニ依リ圓滿ニ公平ニ行ハレツ、アリ成績中主要ノ點ヲ擧クレハ左ノ如シ
一、標準米ヲ定メ検査スルカ故ニ大體小作米ハ一定スルコト
二、優等米ニハ赤色ノ札ヲ付シ一俵ニ付五合ノ賞與米ヲ小作者ニ與フルカ故ニ精農者ノ獎勵トナルコト
三、災害ニ因リ標準米以下ノ小作米ヲ受取り止ムヲ得サル場合ニハ青色ノ札ヲ付スルカ故ニ處分上ノ便アルコト

- 四、米ノ異種類混合ヲ許サ、ルカ故ニ品質ヲ一定スルコト
- 五、前項ノ結果稻ノ品種ヲ良好ナラシムル傾向アリ
- 六、秤量一定シ彼是不平ナラサルコト
- 七、検査期日ハ大體三回トシ毎回豫メ期日ヲ通知シ當日ハ検査員小作者ノ家ヲ巡廻シ検査及米量ニ從事スルカ故ニ大ニ勞力ノ節約ト便宜ヲ得ルコト
- 八、検査ノ都度一種類ヲ一口トシ悉ク見本米ヲ紙袋ニ採リ暗號ヲ付シ一定ノ容器中ニ保存シ置キ夏土用後ニ至リ小作米品評會ヲ催フシ審査ノ上優等者ニ對シ賞品ヲ與フルヲ例トスルカ故ニ小作獎勵トナルコト
- 九、従前女戸主又ハ寺院等ニ入ルベキ小作米ハ概ネ劣等ナルノ弊アリシモ検査後其憂ナキニ至リタルコト
- 十、容量一定シ(大正九年ヨリ四斗ニ改ム)調製其他改良ノ結果米商人ノ信用ヲ博シ多少價格ヲ高メタルコト

年 別	檢 査 數 量	數 量	經 費
大正二年十二月		六三七俵	一七、四九七
同 三年十二月		六九八	三四、二六〇
同 四年十二月		七五六	三八、五五〇
同 五年十二月		七〇六	三〇、二六〇
同 六年十二月		五七六	三〇、二六〇
同 七年十二月		凶作ニ付休	
同 八年十二月		六二一	三七、三二〇

年 別	備 考	數 量	經 費
同 九年十二月		六六九	二〇、五五六
同 十年十二月		四七五	二五、九〇〇
同 十一年十二月		四四七	一一、三〇〇
同 十二年十二月		三三七	一一、三〇〇
同 十三年十二月		三九五	二四、三〇〇
同 十四年十二月		五〇三	二二、六四〇
昭 和 元年十二月		三八三	一九、九五〇
同 二年十二月		三四七	二一、六八〇
同 三年十二月		四〇四	一三、六〇〇
實 施 年 數 十 六 年 間		七、九五四	三五、八〇三

(二) 指導施設

昭 和 四 年 十 月 十 日 靜 岡 縣 農 會 於 於 檢 査 行 行 フ ニ 至 リ タ ル ニ 付 廢 止 セ リ

昭 和 六 年 十 月 十 日 靜 岡 縣 於 於 檢 査 行 行 ス

備 考

昭 和 四 年 十 月 十 日 靜 岡 縣 農 會 於 於 檢 査 行 行 フ ニ 至 リ タ ル ニ 付 廢 止 セ リ

昭 和 六 年 十 月 十 日 靜 岡 縣 於 於 檢 査 行 行 ス

澤庵漬品評會

日 時 明治四十五年四月三日

出 品 二十四點

審 査 項 目 品質、形狀、色澤、香氣、滋味、乾度、壓重、

賞 滿點百六十、二〇、二〇、三〇、三〇、二〇、二〇、

賞 與 一等 淺野久平、淺野庄吉、二等 淺野利平、山本儀十、三等 大塚淺次郎、松井金作

報德見學旅行

第一回 大正元年十月一日出發四日歸村

視 察 地 杉山報德社、國立園藝試驗場、神山社、復生病院

視 察 者 九 人 小林知足財團、栢山、小田原

飯田榮太郎、飯田正平、飯田近太郎、飯田甫一、伊藤猪馬藏、大井小平、淺野精次、山本新太郎、大石久作

第二回 大正貳年十月一日出發三日歸村

視 察 地 濱松地方、見付、掛川、倉真、西山口、相草、

視 察 者 六 人 飯田榮太郎、小西國藏、伊藤峰次郎、大井茂市、枝村清次郎

第一回第二回とも榛原郡報德社聯合會主催

縣外視察

(1) 昭和三年六月廿一日、同二十二日

神奈川縣中郡岡崎村苗代視察

- (1) 一行六名
- (2) 昭和四年十一月 愛知縣幡豆郡三和村榑木伴作氏稻作視察 一行八名
- (3) 昭和四年十一月 滋賀縣若林善右衛門氏稻作視察 一行四名
- (4) 昭和六年 愛知縣養鷄事業視察 一行二名
- (5) 昭和七年一月 日 愛知縣安城地方及濱名郡視察 一行一七名

昭和二年稻作品評會

- 優 等 二人
- 一 等 一人
- 二 等 一人
- 三 等 一人
- 賞 金 優等一圓、一等八十錢、二等五十錢、三等三十錢

昭和三年蔬菜品評會

- 九月一日施行
- 出品總數 六五點
- 優 良 二三點
- 賞 與 龜の子束子

昭和五年苗代品評會

審査 五月中全部の苗代を巡視し比較審査を行へり
 賞 優等一人、賞品角盆、佳良一〇人、賞品半紙
 同年稲作多收穫品評會
 審査 十月廿一日、同廿五日全部に涉り審査を行ひ良好なるもの七點を撰拔す
 審査員 村農會技手中社役員九名、撰拔七點の坪刈審査を行ふ
 優等一人 收量四石一斗八升
 賞金 拾圓

(九) 自治祭と區民懇話會

自治祭祝詞 (大正六年一月二日)

此處乎伊豆乃磐境止掃清米且神籬樹招奉里坐奉留掛卷毛恐伎天之御中主大神高產靈大神神皇產靈大神天照大御神添豆齋比奉留二宮報德大神等乃宇豆乃御前爾齋主從七位松浦廉之助恐美恐美毛白佐久年每乃例爾依豆璞玉乃年乃始乃今日乎生日乃足日止中區乃公民等村肝乃心乎合世天晴神事以且仕奉留年乃始乃愛太伎大御手風乎尊美仰伎齊麻波利清麻波利廣伎厚伎神思乎嬉謝奉留狀乎平氣久安氣久聞食諸給比且此所爾集閉留種々乃國體乃人等波皇我大御慮乎戴伎奉里且各々其道乎研究米相論比且說伎論志教邊導伎智里

辨閉志米且諸共爾力乎戮世勤米勵武邊伎眞心乎憐給比撫給比且曇日乃蔭爾立添布事乃如久助導伎且彼大御詔爾宜良志給比志事乃如久上下齊比和伎且大正乃大御民多留爾恥都留事無久國乃爲爾名乎顯志世乃爲爾功乎立志米給閉止飛驒人乃打墨繩乃一筋爾正志伎直伎心以且齋比仰伎乞祈奉良久乎平氣久安氣久聞食世止禮代乃幣帛捧且恐美恐美母白須辭別天白佐久今日乎生日止中報德社結社乃式執行布事遠母聞食諸給比且過津事無久違布事無久彌弘爾締里廻志彌長爾結堅米且彌遠爾立榮衣志米給閉止恐美恐美母白須。

自治祭所感 (大正四年一月吉辰)

從七位 松浦廉之助

おのつから里をおさめて民草のおひしけるへき道をこそしれ
 一とせのおもきつとめをつとむへく年の始にことはかりつるともくにいひあつるかも打かへしことあけすへき人もなくして

勝間田村中區民懇話會趣意書

地方改良の實を擧げんと欲せば地方自治の經營を完全ならしめざるべからず、地方自治の經營を全からしめんと欲せば各人共同一致の精神を養成するより急なるはなし、されば吾が勝間田村中區に於ける區民懇話會は實に此の目的を達成せんが爲めに創始せられたるものにして、中區に於ける各戸々主相寄り、區

長之れが司會者となり中區に於て改良を要する事項は其の細大を問はず區民の意見を徴して、以て懇話會の話題となし各自の意見を開陳せしめ、以て區民の輿望の集る處を研究し其の實行方法を協議し、公論の決するに及んで始めて之れが實行を期し、區内各種機關の統一を計り眞に自治の實績を擧げんとするにあり。

勝間田村中區民懇話會並自治祭

趣意

區民懇話會は勝間田村中區に於ける各戸主相會し、區長會主となり「中區に於て改良を要する事項如何」を主題とし各自に意見を吐露せしめ區民の輿望を集めて公論に決し、實行方法を協議し以て中區に於ける各種機關の統一を計り、區民の一致圓滿を期し眞に自治の實を擧ぐるを以て目的とす

方法

報徳主義の實行を期し毎年一月二日自治祭及區民懇話會を開き實行事項を協定す。敬神||感謝||表彰||慰勞||獎勵||懇親||協調

第一回中區民懇話會

明治四十三年一月二日午前八時中公會堂に開催區長飯田榮太郎

外八十名出席

開會の辭

飯田 區長

提案の要旨は別に説明する必要なきも要するに中區に於ける萬般の上に改良を要するものと認むる事項は細大の別なく遠慮なく意見を吐露せられ度し該意見中賛成者ありて實行の必要を認むるものは其方法を講じ實行を期せんとす此會は今後毎歲新年頭に於て開會し漸次實施せんことを切望す若し幸に繼續施行するに至らば必ず効果あるものと確信す畢竟區は區民の衆望を容れて専ら自治の實を擧げんとに努むるにあり而して此會は主として戸主の會合なるも青年會報徳會其他の團體を統一し渾て歩調を合せて進まんと欲するにあり故に平素注意して心に留めたるもの他地方の善例又は理想上より中區の爲めに改良上必要と信する意見を發表せられ度し多少の意見を有しながら黙して發言せず隱に彼是不平又は批評等をなすことを欲せず忠實に所思を述べ地方の改良に資し自他公共の利益を開發せんことを希望す

座長 大井茂市

問題 中區に於て改良を要する事項如何

◎提出事項

- 一、用水係を設けられたし 可決
- 一、木蔭伐を實行したし 可決

- 一、伊勢講を設立したし 可決
- 一、西川井堰下中區に屬する部分の修繕を川崎町勝俣區へ督促せられ度し 區長より勝俣區へ交渉すること
- 一、區の十戸長會に於て協議決定したる義務出金に總て異議なく出金せられ度し 可決
- 一、青年會員には責任を負はせ且つ之を信認して事業を行はしめられ度し 可決
- 一、道路へ土砂を置きたる場合は速かに取除かしむる様致し度し 可決
- 一、區の義務役は充分忠實に勤務せられんことを望む 可決
- 一、諸上納の日は村役場員出張して上納金を受取る、様建議したし 建議は見合すこと
- 一、葬式には酒を禁ずることに致したし 可決
- 一、各種の會合に於て履物を換へざる様致し度し 可決
- 一、休暇日を一定勵行したし 可決
- 一、夫役は必ず一家の主なる者出役せられたし 可決
- 一、道路畦畔溝渠等の幅を維持したし 可決
- 一、家庭會を可成多く開きたし 可決
- 一、神社佛閣は可成掃除して敬神敬佛の念を興さしめたし 可決
- 一、神社の掃除は中、小仁田、西川の三報徳社に於て一ヶ月交代にて行たし 可決
- 一、眞の宗教思想を養ふ様致したし 可決
- 一、區の中央に半鐘を掲げ非常用警報に用ひ度し 追て實行すること以上十九項

村政一班 勝間田村長 大井良平

- 第一回 自治祭
- 第二回 中區民懇話會
- 自治祭
 - 明治四十四年一月二日中公會堂に開催
 - 區長飯田榮太郎外八十三名出席
 - 本年より自治祭執行につき静岡市淺間神社禰宜松浦廉之助氏の出張を乞ひ其他來賓として勝間田村長大井良平氏參列せらる
- 自治祭
 - 自治の圓滿なる發達を祈り報徳例會の通り神號幅を掲げ各種の神饌を供へ神官の祝詞を奏し主なる者は玉串を献し一同拜禮し神酒を下げ耕地整理記念銀盃を廻し一同拜受せり
- 講演
 - 祭政 松浦廉之助
 - 區民懇話會
 - 開會 區長 飯田榮太郎
 - 座長 柴太七
- 報告
 - 一、公會堂會計報告 飯田榮太郎

- 二、勝間田川堤防工事設計許可の件 同
- 三、小仁田藥師堂屋根替工事出來の件 同
- ◎懇話會提出事項
 - 一、小作地有料内散田を禁ずること 可決
 - 二、山林開墾を奨励し互に便宜を興ふべきこと 可決
 - 三、所有地を他人に作付ける者は他の所有地を小作せざること 可決
 - 四、小作地を他へ移すときは必ず地主に申出づべきこと 可決
 - 五、家畜の飼養を奨励すること 可決
 - 六、乾田の横溝を設けざること 可決
 - 七、大水の際他人の田の畦畔を切り水を流さざること 可決
 - 八、公會の出席する代理者は必ず責任を負ひ且つ負はしむる者に限ること 可決
 - 九、藥師堂入佛式は一月十二日と定め晝餐を要すること 但白米壹升持參すること 可決
 - 十、他人の作地に立入り殺生をなさざること 可決

委員附託

左の事項は委員附託として夫々協定す

- 一、報徳社に於て一社一名以上毎年視察員を出張せしむること
- 二、排水工事の可否を試むる爲め二、三ヶ所暗渠排水工事を施行すること
- 三、字十一ノ坪瀝水路口の砂利滞留せざる様盡力すること
- 四、早魃豫防の爲め或時期を見て適當の場所に三尺以上の角井戸を掘る様研究すること
- 五、第二期耕地整理は横堤上と協議を盡し起工すること

- 六、大島居谷の溜池築造の件は位置及經費等を調査したる上更に協議すること
- 七、荒地の砂利及砂土の搬出は地主にて行ふたる後必要に應じ道路に均らすこと
- 但し道路の通行に差支なき様地主は注意して搬出すること
- 八、耕地整理地は一小區劃を四枚と定めあれども未だ出來上ざる場所あり之等は地主に對し可成出來する様促すこと
- 九、婦人會及家庭會を屢々開會すること
- 十、功勞者の葬儀には従前も相當の方法を以て行ひ來りたるも今後尙敬意を表する方法を設け實行すること
- 十一、休暇日を一定し勵行するは頗る可なり依りて追て
- 十二、蔬菜栽培を奨励すること
- 十三、硝子破片は之を報徳會の日各自持參する爲め公會堂に一つの捨函を設けること
- 十四、伊勢講を設け區民を講員として毎年二期出金し本年より實行すること
- 十五、念佛講を設けること

第二回 自治祭
第三回 中區民懇話會

明治四十五年一月二日中公會堂に開催
區長飯田榮太郎外八十七名

以上

自治祭

静岡市浅間神社禰宜松浦康之助氏祝詞を奏し一般區民禮拜其他前回到同し

區民懇話會

開會 區長 飯田榮太郎
座長 大塚惠門

◎提出事項

- 一、寄留者を置く場合には責任を負ひ且つ組の承諾を得たる上たること 可決
- 二、縣道の傍に便所を設けられたし 可決
地主に於て區長の承諾を受け設けること
- 三、一番茶を四半斤づゝ二宮神社へ奉納する様致し度し 可決
- 四、初宮參の時間を一定したし 一定し難し 可決
- 五、溜池を設ける計畫を立てられ度し 可決
- 六、常夜灯を一ヶ所とし區の中央に新設し度し 可決
- 七、出聲は近來丁寧に過ぐる傾きあるが如し今後可成簡易に行ひ度し 可決
- 八、ソウパンを賣て半鐘を買ひ火の見を設け度し 可決
- 九、消火器を各所に備付度し 可決
三社にて一個を買ひ公會堂に置き其外は報徳社又は有力者にて買求め備付ること
- 十、支道の修繕工事を組々に分任し施行し來りたるが之を各人別に區域を定め施工致し度し 否決

- 十一、處女教育を施す方法を設けられ度し 講話講習會等を開くこと
- 十二、新に宅地を設ける場合には境界より溝を設ける丈隔てる様致し度し 可決
- 十三、山林の開墾を爲す場合には從來木蔭刈と稱する分迄開墾して良きや否やを判然定め度し 木蔭刈の分迄開墾して可なり
- 十四、區の功勞者を優待する方法を設け度し 追て定むること
- 十五、小仁田溜池の修繕を致し度し 可決
- 十六、小仁田焼場を改良し度し 可決
- 十七、雨垂れ排水溝を設けること 宿題とす
- 十八、區の物置場を設け度し 追て時期を見て設けること、し宿題とす
- 十九、婦人會を設け度し 可決
- 二十、堤防保護の爲め川表の草は刈り取らざる苦なるも尙之を刈りとする者あり今後は必ず禁すること 可決
- 二十一、日曜學校を設け度し 可決
- 二十二、畦道に溝を掘りたる時は直ちに埋める様致し度し 可決
- 二十三、青年會員を有する家庭にては青年會合に青年を出席せしむる様心配せられ度し 可決

第三回自治祭

第四回中區民懇話會

大正二年一月二日中公會堂に開催
中區長大塚惠門外八十一名出席

來賓、榛原郡長加藤節次氏、相良警察署川崎分署長尾濱徳三郎氏、勝間田村長大井良平氏、勝間田小學校長伊藤光平氏、勝間田村駐在所巡查勝又嘉雄氏

自治祭
講 演

靜岡市浅間神社禰宜 松浦康之助
勝間田村八幡神社々掌 河 瀬 末 藏

河瀬社掌祝詞を奏し祝を行ひ松浦禰宜祝詞を奏上し玉串を献し次で會主大塚區長以下各種役員來賓等の玉串奉獻一同拍手再拜にて祭典を了す

敬 神 浅間神社禰宜 松浦康之助氏
自治に就て 榛原郡長 加藤 節 次氏
和田村青年會と柿樹 川崎分署長 尾濱徳三郎氏
懇 話 會 (午後一時)

開 會 區長 大塚 惠 門
座 長 飯田 榮 太郎

◎協定事項左の通り

- 一、區内支道の橋梁は繼續事業として漸次耐久物(石又は適當なるもの)に改造すること
- 二、作道及自由路の修繕は勿論道幅を狭めざること幅杭を打ち直に修繕すること期日は追て定むること
- 三、勝間田川字十一の坪以下の改良を行ふ様關係區に交渉すること
- 四、曠の溝にして埋りたる土砂を浚渫するには關係者協議の上適當の程

度に行ふべきこと

- 五、耕地整理のため畑の田と變換したる場所は番外の水を引入ることを得
- 六、畑を田とする場合には隣地に差支なき様注意し隣地より地盤を下るときは必ず相當のノリを付すべきこと
- 七、小仁田の池を青年會の養魚場に貸すこと
- 八、火災豫防のため各所に輕便消火器を備ふること
- 九、消火用のため各戸に一個宛石油の空罐に手を付け用意し置くこと
- 十、春期中に女子講習會を開催すること
- 十一、勸化物賣其他の斷札は時々書替をなすこと
- 十二、各種會合の時間を一層勵行すること
- 十三、報徳社の事業中弔祭尙兵救助等の事項は可成一定すること
- 十四、田地は各々作人の名前を記したる札を立つること期日は二月末日迄とす
- 十五、地主は今後一ヶ年小作地を三回位見廻ること
- 十六、農會技術員を聘し肥料配合法の實地指導を受くること
- 十七、農業上必要なる諸帳簿の様式(最も實用的)を各戸に示すこと
- 十八、第二回木蔭伐を實行すること
- 十九、乾田の溝堀は互に協議して都合よく行ふこと
- 二十、東側用水路改良は最も必要なるも大に研究を要するに付調査後にあらざれば決し難きに付宿題とす

注意事項

- 二十一、道路に沿て稻の野扱をなしたる者は糞は可成早く片付くること
- 二十二、稻の片付さる内に他人の所有地に立入り猥りに稻穂を拾ふ可か

らす

二十三、山林の境界は常に明瞭にして置くこと
二十四、決議事項は夫々實行を期す可きこと

以上

第四回自治祭 第五回中區民懇話會

大正三年一月二日中公會堂に開催

區長大塚惠門外九十二名出席

來賓、榛原郡長加藤節次氏、川崎分署長尾濱徳三郎氏、勝間田

村長大井良平氏、勝間田小學校長伊藤光平氏、勝間田村

駐在所巡查天野氏

自治祭

午前十時高岡淺間神社禰宜松浦廉之助、勝間田村々社々掌河瀬
米藏氏により祭式執行區長、各種團體役員及來賓玉串奉獻一同
拜禮式を了す

講演

建國と敬神

質實剛健なる人の話

火の用心

區民懇話會 (午後一時開會)

開會

座長

松浦廉之助氏

加藤 郡 長

尾濱 分署 長

區長 大塚 惠門

淺野 久平

◎提出事項

- 一、小仁田火葬場道狹隘なり廣めたり 實地調査のこと
- 二、地主と小作に就ては、外散田なる土地を區民に小作とする様致度
し 可決
- 三、用水路の西を乾田にする良方法 双方自儘の結果所置をなし其上區
長に申出づること
- 四、中區に年々三回位婦人會を催したし 三社報徳社役員にて裁決す
ること
- 五、水番大鼓叩飯田勘次郎氏へ授賞する様取計はれたし 可決
- 六、勝間田川堤防を他區に對抗する丈の所置を講ぜられたし 調査の
結果に依ること
- 七、道路に共同便所を設置することを實行せられたし 延期
- 八、一般灰置場に注意すること (注意)
- 九、急變に際し消防の役割を一定すること とび提灯を組に壹個宛調
製すること
- 十、乾田根基掘上丈に注意すること (注意)
- 十一、一反歩拾俵取品評會を開催したし 部農會の事業として各戸一
鳥宛の競作田を作ること
- 十二、入營者に木綿紋付の羽織を報徳社若くは區費を以て調製して贈る
こと 三社費用を以て羽織を調製して贈ること
- 十三、稲作に立蟹爪を使用致したし (注意)
- 十四、中區に三ヶ所位稲作土壤の調査をなし施肥の方法を指導せられた
し 農會へ請求すること
- 十五、用水費に充んが爲め區費を以て年々積立金を造りたし 可決
- 十六、荷車には鑑札を附すること (注意)

十七、本年より十戸長に報酬を與へられたし 否決 十戸長の任期は
二ヶ年とし本年總改選のこと
十八、學術の研究(夜學者くは日曜學校等)には壯丁前の青年は必ず出
席せしめられたし (實行のこと)

以上

第五回 自治祭 第六回 中區民懇話會

大正四年一月二日中公會堂に開催

區長大塚惠門外九十名出席

來賓、永原榛原郡長、大井勝間田村長、伊藤小學校長、天野駐

在所巡查、駒塚麗氏

自治祭

午前十時靜岡淺間神社禰宜松浦廉之助、村社八幡神社々掌河瀬
米藏氏に依り祭式執行一同禮拜式を了す

式終了後教育功勞者故加藤龜藏氏、忠僕川口忠八氏の追表彰あ
り正十二時全く式を閉す

區民懇話會 (午後一時開會)

開會 區長大塚惠門

大塚區長座長となり左記提出事項の協議に入り下記の通り夫々
協定せり

◎提出事項

- 一、木蔭伐を引續き行ふこと 可決
- 二、原種栽培法を講ずること 可決

- 三、果樹類其他苗木一本宛を宅地に植付くること 其主意は皆賛成なれ
ども宅地の廣狹に依りて實行し難きものあり依つて出來得る者は是
非本年より實行することとす
- 四、區内有功者の表彰 可決
- 五、既決事項の實行如何を正すこと 未だ實行に着手せざるものは早速
實行すること
- 六、家計上高等科を修業し得ざるものあるときは其授業料を補助するこ
と 可決
- 七、懇話會時日の變更如何 別に差支なきを以て従前通りとす
- 八、報徳會の際には當番社々員は必ず一人一品宛供物として提供し品は
出席者に頒つこと如何 可決
- 九、道路修繕役を年二回とすること (春秋) 可決
- 十、西川間縣道に通ずる相當の道路を作りたし 研究の結果を俟つこと
- 十一、火災豫防策として各戸二三升の砂を臺所に備置くこと 可決

講演

年頭に於ける所感

國體

永原榛原郡長

松浦禰宜

第六回 自治祭 第七回 中區民懇話會

大正五年一月二日中公會堂に開催

自治祭

午前十時開式例年の通り神官松浦廉之助、河瀬米藏氏に依り執
行一同玉串を奉獻嚴肅裡に祭典を了へ續て講演會に移り正午式

を閉す

御大典式場拜觀に就て

松浦廉之助氏

區民懇話會

午後一時開會左の事項を協定す

- 一、高山の橋元を直すこと 村當局に對し申請すること
- 二、小仁田火葬場の修繕を至急實行すること 可決
- 三、曠道の草刈法を一定すること 十戸長會に於て協議方法を設くること但時日を定め各自に刈取らしむるを良とす
- 四、詞官米取立は今後金に換算徵集すること 其の配當は總て従前通り詞官米取立法に依り米を其の時價に應じ金に換算取立つこと
- 五、十一の坪水門及惡水路の改良法 (委員附託)
- 六、未成地の耕地整理を行ふこと 可決
- 七、氏神の石段を切石を以て積むこと 應急工事として階段の積換をなすこと
- 八、堀井戸の鐵棒を賣却すること 右は株式組織なるを以て其の株主總會を爲し協議すること但其れ迄の間に於て其價格等を取調べ置くこと
- 九、ウタリ惡水路を延長すること而して一方の堤を東道とすること 宿題
- 十、氏神の位置移轉如何 宿題
- 十一、青年會後援會を設けたし 可決
- 十二、三報徳社の合併如何 三社に於て各役員並に社員に計り協議を重ね其結果に依り三社の聯合役員會を開くこと
- 十三、區民懇話會並自治祭を一月三日とすること 否決

五四

以上

第七回 自治 祭

第八回 中區民懇話會

報徳結社式

大正六年一月二日中公會堂に開催
區長大塚惠門外區民全戸出席

報徳結社式

午前十時開式 中報徳社、小仁田報徳社、西川報徳社を合併し中報徳社を創設本日を下して結社式を舉行す、榛原郡長矢野恕氏、大日本報徳社鈴木訓導臨席せられ神官松浦廉之助、河瀬米藏兩氏に依り祝詞奏上、飯田社長宣誓詞を奏し一同拜禮式を閉し次て

自治 祭

例年の通り前記神官に依り祭式執行一同拜禮嚴肅裡に了す

區民懇話會 (午後一時開會)

◎協議事項左の通り

- 一、氏神拜殿位置變更の件 可決
- 二、報徳社の事業調査の爲め報徳社理事の指令を以て各組に青年一名を選定し調査を依頼すること 理事に一任すること
- 三、道路の修繕は氏神祭典前に一回行ふこと 可決
- 四、中區の歴史的調査をなすこと 報徳社事業とすること
- 五、堤防川面に桑木を植すること 青年會に依頼すること
- 六、長興寺前小川に段落を増すこと 實行
- 七、耕地整理完成の記念碑を建つこと 實行に決し十戸長に一任す

ること

- 八、報徳金取扱は午後三時に締切ること 可決
- 九、軍隊入退營に際し餞別其他贈物を廢止すること 特別の者の外廢止すること
- 十、入退營者の送迎に關しては本村役場迄とすること 但區長若くは代理者は停車場迄送迎すること 可決
- 十一、氏神當番は年行事とすること 可決 臨時祭典をも含む
- 十二、西井水路の深さを淺くすること 可決 十戸長一任

第八回 自治 祭

第九回 中區民懇話會

大正七年一月二日中公會堂に開催
區長以下區民全戸出席

自治 祭

例年の通り嚴肅裡に式典を了し

講演

國民と神祇

松浦廉之助氏

所感

榛原郡長殿

神道

河瀬米藏氏

區民懇話會 (午後一時開會)

協議事項左の通り

- 一、詞官米及甘酒米の配當を改正すること 十戸長に一任
- 二、祭典費竈祓は祭典費五圓、竈祓は參圓を支拂ふこと 可決
- 三、區有物置場を設くること 十戸長に一任すること

四、八の坪に排水路を設くること 宿題

第九回 自治 祭

第十回 區民懇話會

大正八年一月二日中公會堂に開催
區長以下區内全戸出席

自治 祭

例年の通り神官松浦廉之助、河瀬米藏氏に依り祭式執行終りて

追彰狀傳達

左記二名に對し追彰を行ひ夫々遺族に對し傳達を行ふ

自治其他の功勞

故大塚惠 吉氏

精農

故淺野彌 吉氏

區民懇話會 (午後一時開會)

協議事項

一、畔溝に限り中生稻を植付くること (七八の坪溝代をも含む) 可決

第十回 自治 祭

第十一回 中區民懇話會

大正九年一月二日中公會堂に開催
區長以下區内全戸出席

來賓

榛原郡長代理郡書記 枝村藤次郎氏

勝間田小學校長 伊藤光平氏

勝間田村駐在所巡查 中村代五郎氏

自治 祭

五五

午前十時國幣小社小國神社宮司松浦廉之助、村社八幡神社々掌河瀬米藏氏に依り祭典を行ひ一同祓を受け自治區の圓滿なる發展を祈り神酒を分ち中少年會に對し平素神社の掃除其他の善行を賞する爲め金貳圓を與へ式を終れり

區民懇話會

午後二時開會大井良平氏座長席につき例年の通り「中區に於て改良を要する事項如何」につき各自の意見を需め是れか可否を議り左の通り協定せり

協定事項

- 一、婚禮の草鞋酒を廢すること 可決
- 二、死亡通知飛脚は一名にすること 可決
- 三、葬式外佛事の餅を廢すること 宿題
- 四、毎戸起床時間を一定すること 青年會と交渉の上良法あらば實行すること
- 五、入營者に對する羽織贈呈を廢すること 可決 但金額は十戸長會に委任すること
- 六、早魃の際は水上に於ても注意せられ度きこと 可決
- 七、雨垂通りの排水設備を施され度し 研究の上可成早く實施すること
- 八、平和記念として各戸に桐苗を配付し宅地内に植付け成木後利用方法を講ずること 可決 但中報徳社にて苗木を購入配付すること 培養に注意し特に木灰藁灰を施すこと
- 九、家庭教師を囑託し社員家族婦女子に作法其他の教育を施すこと 但中報徳社事業とすること
- 十、西川堤防破損の箇所あり速に工事を施されし 村營事業なるも

實地調査し施工の方法を促すこと 可決

第十一回 自治祭

第十二回 區民懇話會

大正十年一月二日中公會堂に開催

區長以下全部出席

自治祭

午前十時例年の通り自治祭を執行同十一時嚴肅裡に全く祭事を終り次で區内模範婦人、模範青年並に精農者の表彰式を行ふ左の如し

精農者

大石仙吉、飯田近太郎、大塚藤平

模範婦人

淺野桂次妻、中野みね、山本さと

模範青年

大石亮助、中野吉次郎、大石忠平

區民懇話會 (午後一時開會)

- 「中區に於て改良を要する事項如何」
- 座長大井茂市氏右主題に就き各自の意見を需め協議したる事項左の通り
- 一、人體寄生虫一齊驅除法 村醫と協議の上良法を講ずること
- 二、不幸なる家庭にして人手間なく同情すべきものには其組の申出により村の夫役を免除すること 可決
- 三、新嫁の披露は夜間にしたし 從來の通りにて差支なし
- 四、肥料の共同購入又は大取繼を講ぜられたし 可決 報徳役員にて協議をなし良法を設くること

五、中區民に中報徳社入社を勧誘すること 可決

六、水路小堰の兩岸は關係者にて修繕をなすべし 可決

七、長興寺前悪水路堤防の修繕をなすこと 區長及土木係に一任すること

八、小仁田舊薩側井堀に二名以上の補助人夫を課せられたし従前の通り

九、神社境内を擴張すること 調査の上鳥居修繕と同時にふこと

十、明治神宮參拜講決定の事 小田原二宮神社をも兼ね參拜毎年十月代

參の事

十一、本年中米麥作並に茶園品評會を報徳社にて開催すること 可決

審査は主として青年に一任すること

十二、指道標改設の件 實行すること

十三、こさ刈をなすこと 二月中に検査をなすこと

十四、消火器及ポンプの修繕をなし置くこと 一月十五日検査を行ふ事

第十二回 自治祭

第十三回 區民懇話會

大正十一年一月二日中公會堂に開催

従來午前より集會をなしたるも本年より報徳役員を除く以外は

午後より集會することに改む

自治祭

午後一時神官川瀬社掌によりて自治祭執行終りて引續き

區民懇話會

に移り協議事項左の如し

一、隔年に乾田とするの規定を止め毎年乾田とすること 従前の通りと

實地調査し施工の方法を促すこと 可決

第十一回 自治祭

第十二回 區民懇話會

大正十二年一月二日中公會堂に開催

區長以下全部出席

自治祭

午後一時區長以下全區戸主出席川瀬社掌に依り祭典を行ひ中少年團支部に善行賞與をなし森嚴に祭事を了す

區民懇話會

今日の特に研究すべき問題なきにつき例年の如き懇話を略し講演に移り左の諸氏の講演ありたり

榑原郡教育週聞

社長 飯田榮太郎

教育尊重教育第一

小學校長 依田三千三

- す而し相談により意見多數なる時は毎年乾田とするも妨げず
- 二、九ノ坪以北に悪水路を延長すること 本年度内に設計をなすこと 尙十戸長會にて協議すること
- 三、西川橋の役を村役とすること 區長の承認を経て決定すること
- 四、農仕事の日當賃金相場標準を定むること 必要の都度報徳社例會にて決定すること
- 五、安全なる灰置場を設置すること 可決
- 六、小學校上り製茶傳習の費用を區より補助獎勵すること 其成績により補助すること
- 七、公會堂敷地神社持を報徳社名とすること 理事に一任すること
- 八、報徳社例會には自身出席のこと 可決
- 尙時間勵行のこと

第十三回 自治祭

第十四回 區民懇話會

大正十二年一月二日中公會堂に開催

午後一時區長以下全區戸主出席川瀬社掌に依り祭典を行ひ中少年團支部に善行賞與をなし森嚴に祭事を了す

今日の特に研究すべき問題なきにつき例年の如き懇話を略し講演に移り左の諸氏の講演ありたり

榑原郡教育週聞 社長 飯田榮太郎

教育尊重教育第一 小學校長 依田三千三

大正十一年一月二日中公會堂に開催

従來午前より集會をなしたるも本年より報徳役員を除く以外は

午後より集會することに改む

自治祭 午後一時神官川瀬社掌によりて自治祭執行終りて引續き

區民懇話會 に移り協議事項左の如し

一、隔年に乾田とするの規定を止め毎年乾田とすること 従前の通りと

二、九ノ坪以北に悪水路を延長すること 本年度内に設計をなすこと 尙十戸長會にて協議すること

三、西川橋の役を村役とすること 區長の承認を経て決定すること

四、農仕事の日當賃金相場標準を定むること 必要の都度報徳社例會にて決定すること

五、安全なる灰置場を設置すること 可決

六、小學校上り製茶傳習の費用を區より補助獎勵すること 其成績により補助すること

七、公會堂敷地神社持を報徳社名とすること 理事に一任すること

八、報徳社例會には自身出席のこと 可決

尙時間勵行のこと

今日の特に研究すべき問題なきにつき例年の如き懇話を略し講演に移り左の諸氏の講演ありたり

榑原郡教育週聞 社長 飯田榮太郎

教育尊重教育第一 小學校長 依田三千三

大正十一年一月二日中公會堂に開催

従來午前より集會をなしたるも本年より報徳役員を除く以外は

午後より集會することに改む

自治祭 午後一時神官川瀬社掌によりて自治祭執行終りて引續き

區民懇話會 に移り協議事項左の如し

一、隔年に乾田とするの規定を止め毎年乾田とすること 従前の通りと

二、九ノ坪以北に悪水路を延長すること 本年度内に設計をなすこと 尙十戸長會にて協議すること

三、西川橋の役を村役とすること 區長の承認を経て決定すること

四、農仕事の日當賃金相場標準を定むること 必要の都度報徳社例會にて決定すること

第十四回 自治 祭

第十五回 區民懇話會

大正十三年一月二日中公會堂に開催
午後一時區長以下全員參列川瀨村社々掌に依り祭典執行一同禮
拜し自治の圓滿なる發達を祈り同貳時全了す
次で區民懇話會に移る

第十五回 自治 祭

第十六回 區民懇話會

大正十四年一月一日中公會堂に開催
從來一月二日に施行し來りたるも前年報德例會を毎月一日と變
更決定したるに付本會も亦一日午後開會す
午後一時例年の通り自治祭を執行す

中區民懇話會

區長枝村藤次郎氏座長席に着き區民の意見を問ひ左の事項を協
定せり

- 一、木蔭伐施行の件 後日十戸長會に於て期日及施行方法を協定するこ
と
- 二、報德合併十周年記念會の件 本年施行すること其方法は役員會に於
て決定のこと
- 三、排水路開設の場合旱魃の際用水に利用する方法を設備すること 排
水路の設計は技手に依頼すること

四、西川下の排水路改良の件 可成測量をなすこと

第十六回 自治 祭

第十七回 中區民懇話會

大正十五年一月一日中公會堂に開催(午後一時)
自治 祭

區長以下區内全戸主出席例年の通り川瀨村社々掌に依り祭典執
行玉串奉獻一同禮拜中區自治の圓滿なる發展を祈り午後二時嚴
肅裡に全く式を了す

第十七回 自治 祭

第十八回 區民懇話會

昭和二年一月一日(午後一時)中公會堂に開催
區長以下區内全戸主出席川瀨神官により例年の通り祭典執行一
同禮拜直ちに區民懇話會を開會す

第十八回 自治 祭

第十九回 區民懇話會

昭和三年一月一日中公會堂に開催(午後一時)
自治祭例年の通り執行直ちに區民懇話に移り飯田榮太郎氏座長
席に着き左の事項を協定せり
主題「中區に於て改良を要する事項如何」
一、噸道に藁を積まざることを 可決

可決

- 二、中報德社事業として共同利用倉庫を建築すること 役員會に一任す
ること
- 三、氏神々社拜殿の敷物を新調すること 祭典當番に一任すること
- 四、中地内城山に園遊地を設けること 研究問題とす
- 五、防火用貯水池を各所に設けること 各組に於て至急新設すること
- 六、運動競技會の選手を定むる場合は豫め父兄の同意を得る様學校當局
に交渉すること 可決
- 七、小學校の茶期休業を廢し農繁期田植休を爲す様村長及校長に交渉す
ること 可決
- 八、中部農會へ中報德社より補助金を爲されたし 中報德社豫算の範圍
内に於て勸業費として隨時支出すること
- 九、稻作集團地特別指導を受くる希望者あるや否や 研究問題とす
- 十、作道の巾杭を定めたる箇所は該巾杭に應じ工事を爲されたし 最寄
關係者に於て行ふこと

第二十回 自治 祭

第二十一回 區民懇話會

昭和五年一月五日中公會堂に開催
自治 祭
午前九時神官川瀨米藏氏に依り一同被を受け玉串を奉獻禮拜し
て式を了す

區民懇話會

社長飯田榮太郎氏座長席に着き例年の主題につき各自の意見を
需め夫々協定したる事項左の通り

二、噸道の芝をむき取らざること 可決

三、噸道に豆を作らざること 可決

四、噸道に砂利を敷きたし 可決

五、道路構渠等の幅を損せざる様整理すること 可決

六、扱摺機を共同して備付たし 研究すること

七、産業發達地を撰み農事視察員を出し度 可決

八、米作の増收を期するため電氣誘蛾灯を設けたし 調査すること

九、大山神社の鳥居を新にし且つ石段を改造し度 區長に一任すること

十、非常用水の設備を致したし 可決

十一、小作地を地主に斷りなく他へ移轉せざること 可決

十二、中區の歴史を調査編纂したし 可決

十三、木蔭伐を實行したし 三月中に實施すること

第十九回 自治 祭

第二十回 區民懇話會

昭和四年一月五日中公會堂に開催
自治 祭
午前九時例年の通り神官川瀨村社々掌に依り一同被を受け玉串
奉獻禮拜し式を了す

區民懇話會

座長 飯田榮太郎氏
主題「中區に於て改良を要する事項如何」
協定事項
一、米作多收穫獎勵の爲め壹反歩拾俵取り品評會を開催をなすこと

- 一、俵米共同販賣は従來有隣會にて行ひ來りたりしが以後は中報徳社の事業として行はれたし 可決
- 二、氏神大山神社の鳥居を新築しては如何 研究すること
- 三、区内人夫賃金を公定せられたし 十戸長に託すること
- 四、團地指導地に對し奨励金を交付せられたし 可決
- 五、農事に従事する婦人の作業服を一定に改むる様婦人會へ注意すること 可決

第二十一回 自治 祭

第二十二回 區民懇話會

昭和六年一月五日中公會堂に開催

自治 祭

午前九時村社々掌川瀬米藏氏に依り例年の通り祭典を執行す

區民懇話會

- 午後より例年の主題につき懇話會を開き其協定事項左の通り
- 一、報徳農業倉庫を建設しては如何 可決
- 二、青少年會事業を一層援助しては如何 可決
- 三、婦女子の教養に一層努力しては如何 可決
- 四、村税の軽減を計る様村當局に陳情しては如何 可決
- 五、用水引込みの堰を改良しては如何 十戸長に一任すること

第二十二回 自治 祭

第二十三回 區民懇話會

昭和七年一月五日中公會堂に開催

自治 祭

に付託す

- 二、西井の地獄樋の附近の堤防を修繕せられたし 區長に於て實地調査の上適當の方法を講ずること
- 三、小作米の量り方を改善せられたし 小作人に於て検査を受け地主に納むるを可とする意見ありたるも研究の上實施することとせり 但し検査料金は地主の負擔とす
- 四、電氣料の取扱を青年に行はしめられたし 従前の通りとし區より青年に補助金を與ふること
- 五、臺所改良講事は一回で終り(五ヶ年)其第二回を行はんとするも戶主側の意見を承りたし 第二回を開始實行するを可なりとす
- 六、婚禮及葬式を改善したし 實地を視察調査の上相談すること
- 七、長興寺前通りの縣道は近來道幅廣くなり其結果小川の狭まりたるも堤防の缺損多きは遺憾なり、道路係に交渉し従前通りに改められたし 區長に一任すること
- 八、藥師堂前の石階段破損し來りたるに付コンクリートに改造致したし 區長に一任すること
- 九、大山神社の社殿を一段上位に移し拜殿前の庭を廣く致したし 可決
- 十、消防ポンプのホース一本購入せられたし 可決
- 十一、藥師堂裏山の根柵を行ひたし 實況を見適當の方法を行ふこと
- 十二、高山井口の樋の保護が無くなつたから之を設けたし 區長に一任すること
- 十三、家庭相談所を開設したし 可決
- 十四、肥料の共同購入を行ひたし 可決

取扱主任四名を設くること 西川一人 小仁田一人 大鳥居一人 穴ヶ谷一人

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

- 午後懇話會を開き協定事項左の如し
- 一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること
- 二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること
- 三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區長に一任すること
- 四、横堤の伏樋に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一任すること
- 五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決
- 六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

自治 祭

午前十時區長以下全員參列川瀬村社々掌の被式、祝詞奏上あり

報徳役員、中區役員玉串奉獻一同禮拜祭典を了し次で前年中報徳社常會皆出席者山本伊三郎外三十二名に對し賞品授與あり

第二十三回 自治 祭

第二十四回 區民懇話會

昭和八年一月五日中公會堂に開催

自治 祭

午後區長大塚惠門氏座長席に着き例年の通り「中區に於て改良を要する事項如何」を主題とし意見を開述せられたき旨を述べ各自の意見を需め夫々協定したる各事項左の如し

區民懇話會

- 一、中報徳社創立四十年記念會を三四月頃行はれ度し 中報徳社役員會
- 十五、共同倉庫を建設したし 可決
- 十六、大山神社の幟竿を新たに致したし 可決
- 十七、舊秋葉燈明堂破損を修繕せられたし 可決
- 十八、中區の大勢を調査し参考に供する必要ありと認む 但し五ヶ年毎に一回位にて可なるべし 可決 以上

(十) 中報徳社の婦人會

- イ、はしがき
- ロ、中報徳社婦人會經營談
- ハ、中報徳社婦人會の成立及組織
- ニ、教化施設
- ホ、臺所改善事業と其成績
- ヘ、家庭經濟の指導
- ト、産業の指導
- チ、奉仕事業
- リ、改良されたる臺所略圖

(イ) はしがき

勝間田村婦人會中支部は大正十五年九月一日生れました。幸に本村が本縣より婦人教化模範施設の指定を受けた御蔭と存じます。爾來五ヶ年間直接間接に本縣の御指導を蒙り本村の御援助をも賜り各方面の方々よりも色々御鞭撻を忝ふしたる結果として本會は相當の努力を致し、曩に本縣より表彰をさへ戴き

中區婦人會は大正十三年九月一日に産聲をあげ、爾來星霜を閱すること七年に及ぶ、今こゝに婦人會長大塚いち子夫人の經營談の要領を記す

「婦人會の活動によりて臺所の改善を行つた所、竈は大方西洋式に改良され、流しの如きも全部コンクリになつて來ました、そして少くも硝子戸にして明るくする事や、戸棚其他の合理化を圖つて其家々に應じて、各特徴を有する釜屋を經營してあります、先づ最初に、組内の釜屋の巡回を初めて、臺所改良の参考に致しました。

又臺所改良講事を起して私共で事務も取つております、講事は百口を募り小掛一圓、大掛一圓三十錢で一回四口の落札で後には五口も落ちる時もあります。是も年四回の立會であります。婦人會の會合は年三回二月、九月、十月で、内一回は佛教婦人會で長興寺で開會することにしております。元來の生立が佛教婦人會を大正十五年勝間田村が模範村となつた時特別指導期間を五ヶ年として經營し來つたものである。開會は午後一時閉會は午後四時で子供引きつれて參會致します。

出席獎勵の一方方法として貯金をする其貯金の如きも一回七十圓より九十圓に達しつゝある。又婦人用品や家庭用品の共同購入を行ひ、正月は箸、夏は石鹼と云ふ様に時節向の品物を靜岡で一まとめに買入れて分配して出席を助けております。また婦人の集合と服装とは何處でも六ヶ敷い問題であるが一

たる光榮をも有するもので、特別指導期間は既に経過したるも引續き更らに一層の活躍を致さなければならぬと考へますけれども、何分思ふ様ところか思ふ半分も仕事は出來ません事を遺憾と致します。回顧すれば當支部成立以前より疾くに中報徳社の春秋婦人會の開催あり又長興寺婦人會等あり或は毎年三月は川崎報徳館に開かるゝ榛原郡報徳社聯合會の婦人會もあり、旁婦人啓發に關する會合が行はれ多少とも婦徳の涵養は心掛けて参りました。斯様に種々の御庇護により修養の上にも生活の點に就ても幾分自覺を促されました御蔭で從來に比較すれば多大の進歩を見る事が出来る様に思はれます。是を他の地に比較すれば私共は非常に幸福のことに感ずるのです。従て何か卓越したる事業も行はるべき筈でありますが會員より會費を徴する譯ではなし經費とても支辨する基本金もなければ資金をも有つて居らないし事業なども何も出來ません、只幸に會合の都度講師の招聘等に於ても中報徳社の援助を蒙り大に好都合を得て居る次第であります。以上の様な譯で成績としても勿論顯著なるものはありませんが、是を從來に比すれば大に面目を改めたるものもあるかと考へます。茲に既往五ヶ年間の概要を摘記して他日の參考に供し度本誌を綴りたる次第です。今後一層精勵して婦徳の涵養と生活の改善を計り度と存じます。

(口) 中報徳社婦人會經營談

昭和七年十一月

勝間田村婦人會中支部

定の綿服を着用して出席する様相談したから順次出席が佳良になりました。

兎に角最近は出席に對する觀念も從來に異り餘程改良せられて参りました。

(ハ) 中報徳社婦人會の成立及組織

勝間田村婦人會中支部

- 設立 大正十五年九月一日
- 會員 八十名
- 會長 大塚いち
- 副會長 飯田りう、枝村しか
- 幹事 十名(十戸組各一名)
- 修養會 年三回(三月、九月、十月)
- 貯金 一口金五十錢、一圓、一圓五十錢、二圓、五圓年三回)一回の總金額七三圓五〇總人員八十五名
- 設立動機 本村は婦人教化模範施設の指定を受けたるに依り本村婦人會を設けたるに因る

勝間田村婦人會中支部役員

- 第一期
 - 會長 大塚いち
 - 副會長 飯田りう、枝村しか
 - 幹事 山本せき、大石せん、淺野かく、大井つゆ、飯田せん、淺野こう、山本さと、山本とき、加藤てふ、枝村せき
- 第二期
 - 會長 大塚いち
 - 副會長 飯田りう、枝村しか
 - 幹事 大井ちよ、山本せき、淺野かく、柴みな

(ニ) 教化施設

御大典記念鏡

奉祝	鏡の大きさ	幅	縦
價額	金拾六圓參拾錢		
場所	中公會堂		
時期	昭和三年十一月十四日		

日々くこころ磨けよます鏡集ふおみな誠うつさむ

- 一、私共は進で出席致しませう
- 二、私共は常に質素に致しませう
- 三、私共は會合に常着のまゝ出席致しませう
- 四、私共は時間を大切に致しませう
- 五、私共は舅姑を大切に致しませう

- 六、私共は渾べて清潔に致しませう
- 七、毎日 有難い〜にて暮しませう
面白〜にて働きませう
勿躰ない〜にて何物をも使ひませう

實行事項 (四) 昭和六年九月廿三日

- 八、寺院に參集したる時は必ず佛前に禮拜すること
- 九、下足は自ら揃へて上ること
- 十、寺院に集るときは珠數を持參すること
- 十一、婦人會袋を用ゆること
- 十二、出席時間は正確に守ること

視察旅行 (一)

時期 昭和五年二月五日
場所 濱名郡新居町
事項 婦人會の活動、臺所改良、葬儀及婚禮改善
人員 中支部、穴ヶ谷上組會員十名、支部會長、顧問會計十二名
參詣 視察の序豊川稻荷に參詣す

視察旅行 (二)

時期 昭和五年三月二日
場所 久能村の園藝、龍華寺、清水港、狐ヶ崎遊園地、静岡葵文庫、静岡縣廳、縣會議事堂
人員 總人員十四名、内婦人十名
一行 特約自動車にて藤枝驛迄の往復、静岡より清水方面廻りタクシー、静岡藤枝間の汽車

視察旅行 (三)

時期 昭和七年三月十七日
場所 龍爪山、狐ヶ崎、清水公園、田中屋、三十五銀行

一、往復 九名
特約自動車にて直行
三十五銀行の内部を詳細案内せられ新式の諸設備を見、就中金庫及換氣裝置は最も珍らしく大に感激を與へらる

婦人教化模範施設滿期記念

記念會 昭和六年二月廿二日
來賓 木下會長、辻幹事、飯田中報徳社長
記念式 五ヶ年間の施設概要、回顧反省
將來の覺悟と希望
記念品 役員十三名に竹製裁縫用尺度を分配す
座談會

昭和六年九月二十二日午後 長興寺に開會し森田住職と共に會員一同、同音に修證義を拜讀し終て開會
婦女訓、婦人會歌、一同合唱
森田雪兄師の「婦人の力」講演後座談會とす
座長 飯田榮太郎、會員の談話の結果
一、出席時間の正確を期すること
一、婦人の會合に男子より出席を勧められたき事
一、下足を自分で揃へること
一、御寺へ參るときは珠數を持參すること
一、娛樂會又は視察旅行を行ふこと
以上協定

出席 六十六名 貯金額金九拾六圓也

精勤賞

自大正十五年九月 十六回 皆出席者
至昭和六年六月
設立五週年記念會に於て獎勵の爲め賞與す
大井まつ 大石せん 淺野かく 大井つゆ 飯田しづ
飯田せん 淺野こう 大塚いち 飯田ゆわ 飯田りう
山本さと 中野みれ 淺野はな 淺野きよ 澤田とら

(木) 臺所改善事業と其成績

炊事調理講習

昭和二年一月二十一日 同二十一日
會場 中公會堂
講師 寺田幸吉郎(縣特派)
講習生 二十一日百三十八人(中七十三名、靜谷外六十二名)
二十二日百三十七人(中六十九名、靜谷外六十八名)
講習 二十一日 大根なます ケンチン 麥飯炊方
大豆砂糖付 芋お萩餅 甘藷蒸法
二十二日 小豆煮法 そら豆煮法 煮豆作り法
葱ヌタ 葱湯飯炊法 五目めし 大根ホロフキ すし作り法 玉子焼法 茶碗蒸

向上日と臺所巡視

開始日 昭和二年四月一日
方法 毎月一日、十五日
會員二名宛順次當番を定め午前中に其組内を巡視し各戸の臺所狀況を視る
昭和五年十二月迄繼續す
當日は特に注意し整理及清潔に努めたる効果大なるを認めたり

臺所改善講事

開始 昭和二年十一月
開催 年四回(一月、四月、七月、十月)
方法 小掛金 一口金壹圓 落札金 一口金廿五圓
大掛金 一口金壹圓三十錢
口數 百口 人員 八十五名
最終 昭和七年十二月

臺所改善講事

昭和二年十一月
要項 明るく、清く、都合よく、採光、清潔、整頓、漸進主義をとり各自の工夫を促し簡易なる事項より而も經費を可成寡少ならしめ華美を避け實用を主とす
經費 臺所改善講を設け聊か經費に充つ
成績 顯著なるものなきも従前に比すれば大に面目を改

釜屋の分類

- めたり
- (イ) 別棟式 距離、火元の點、電灯の利用出來ず、外來者に直視されざる點
- (ロ) 本屋式 座敷より火元の見ゆる、電灯の利用出來る、外來者に直視さるゝ點

勝間田村中區臺所改良成績(其一) (昭和六年一月調査)

中區總戸數九十戸の内多少とも改良したるものを調査す

改良事項

- 戸數 寺院二戸を除く
- 四七 流洗の窓、風呂場の上、勝手探光、天窓
- 四〇 流のみコンクリにしたるもの大部分あり、水瓶と流とを付に製作したるものあり
- 三八 長州風呂一、二 萬歳風呂二 五右衛門風呂三〇
- 一〇 特設湯殿は最近の設備にして急速に増加したるも今後尙増加すべき見込あり
- 四〇 煉瓦を用ゆる多數なり、稀に土石にて自製したるものあり
- 一九 爐六 三一 粗穀用大學竈六
- 二九 入口を硝子戸にしたるもの激増せり、又應接間と食事室と

六六

の間を硝子戸にしたるものあり

- 戸棚を改善したるもの
- 一一 戸棚の食器を變へたるものは加へず、流上の吊戸棚流側の小形置戸棚を有するもの多し
- 三三 ニューム製の鍋釜を有するもの増加す
- 七 ニューム製の鍋釜とも増加す
- 七 タイル張二 コンクリー五
- 七 勝手の一部に別室を作りたるもの、普通勝手の中間仕切をなし障子を設けたるものあるも之に加へず
- 一六 小仁田に二組あり 一は三戸 一は十一戸 穴ヶ谷一組あり 二戸
- 二 井戸に直接取付たるものへ水をタンクに上げるもの、井戸水を流し元に引入るため設けたるもの
- 各戸につき調査したるも判然せず大畧を計上す
- 改良經費の總額 三、五〇三圓
- 昭和六年一月廿七日
- 臺所改良成績(其二) (昭和八年二月調査)
- 改良事項
- 戸數 摘要
- 五八 流の窓風呂場

第二期貯金

- 開 始 昭年六年九月六日
- 一 口 金一圓、金一圓五十錢、金二圓、金五圓
- 人 員 八十五名
- 一 回 貯金額金九拾壹圓五拾錢 年三回
- 三ヶ年滿期 昭和九年九月六日
- 現在積立金 四百五拾九圓(昭和七年十一月)
- 愛國貯金
- 主 催 勝間田村婦人會
- 一 口 金五拾錢
- 積 立 毎月一回滿期一口金四拾圓餘
- 創 始 昭和元年十月 滿期同八年十月
- 加入者 中支部會員 十二名

(ト) 産業の指導

蔬菜品評會

- 開 始 昭和三年九月一日
- 中公會堂 出品 八十點 審査 中報徳社
- 賞 與 優等出品に對し賞品を與へたり
- 共同購買
- 開 始 昭和四年
- 品 目 石鹼、縫糸、半紙、塵紙、針、布巾掛、龜の子束

第一期貯金

- 開 始 大正十五年九月一日
- 積立回数 十五回
- 人 員 八十三名
- 總 額 金壹千貳百參拾參圓七拾六錢
- 滿期拂戻 昭和五年十二月二十日
- 效 果 時恰も不況に際し貯金拂戻金は大に利便を感じ歡喜せざる者なく效果多大なりし

(ハ) 家庭經濟の指導

- 洗流をコンクリにしたるもの 五六 外にタイル張り
- 風呂場を改良したるもの 四一 風呂の形式、在來の木桶、二五、五右工門風呂 二二、長州風呂 一六、其他の金屬製 三、
- 特に湯殿を備へたるもの 一〇 從來の湯殿を改良して大に設備を良くせり
- 竈を西洋式にしたるもの 五四 未改良の分は十一、二止まる
- 爐六竈を備へたるもの 一九
- 勝手に硝子障子を設けたるもの 三六
- 戸棚を改良したるもの 一五
- 水瓶をコンクリにしたるもの 七
- 洗流をタイルにしたるもの 三

六七

子、零、珠數
十數回
購入は多く静岡市にて仕入卸値にて購買し臺所講
事の會合にて希望者に分配す

漬物講習

時 期 昭和六年二月廿二日 自午前九時 至午後四時
講 習 漬物 澤庵、福神、糠味噌、ラッキョウ、梅酒
講 師 庵原郡農會技師 笹山國治
會 場 中公會堂
受 講 八十名
效 果 實驗に基き實際應用に適し效果多大なり

自家用醬油醸造講習

主 催 勝間田村農會
時 期 昭和七年二月 五日間 第二期同十一月九日一
日間

會 場 東遠製茶所
講 師 引佐郡三日町片平一雄
受 講 三十餘名
成 績 最も良好なり

(子) 奉仕事業

支那事變出征軍人慰問
時 期 昭和三年五月

藤 出

會員各自應分の藤金をなし中支部の分合計金七圓
六十錢
慰問袋 村婦人會に於て取纏め慰問袋を調製し會員會合し
之に従事せり
家族訪問 非常召集に應じたる家族を訪問せり

駿豆震災恤救見舞

昭和五年十二月四日
藤 出 八十五名
方 法 一名金五錢以上
見 舞 金 五圓五拾八錢
送 金 本會へ差出

滿洲及上海事變

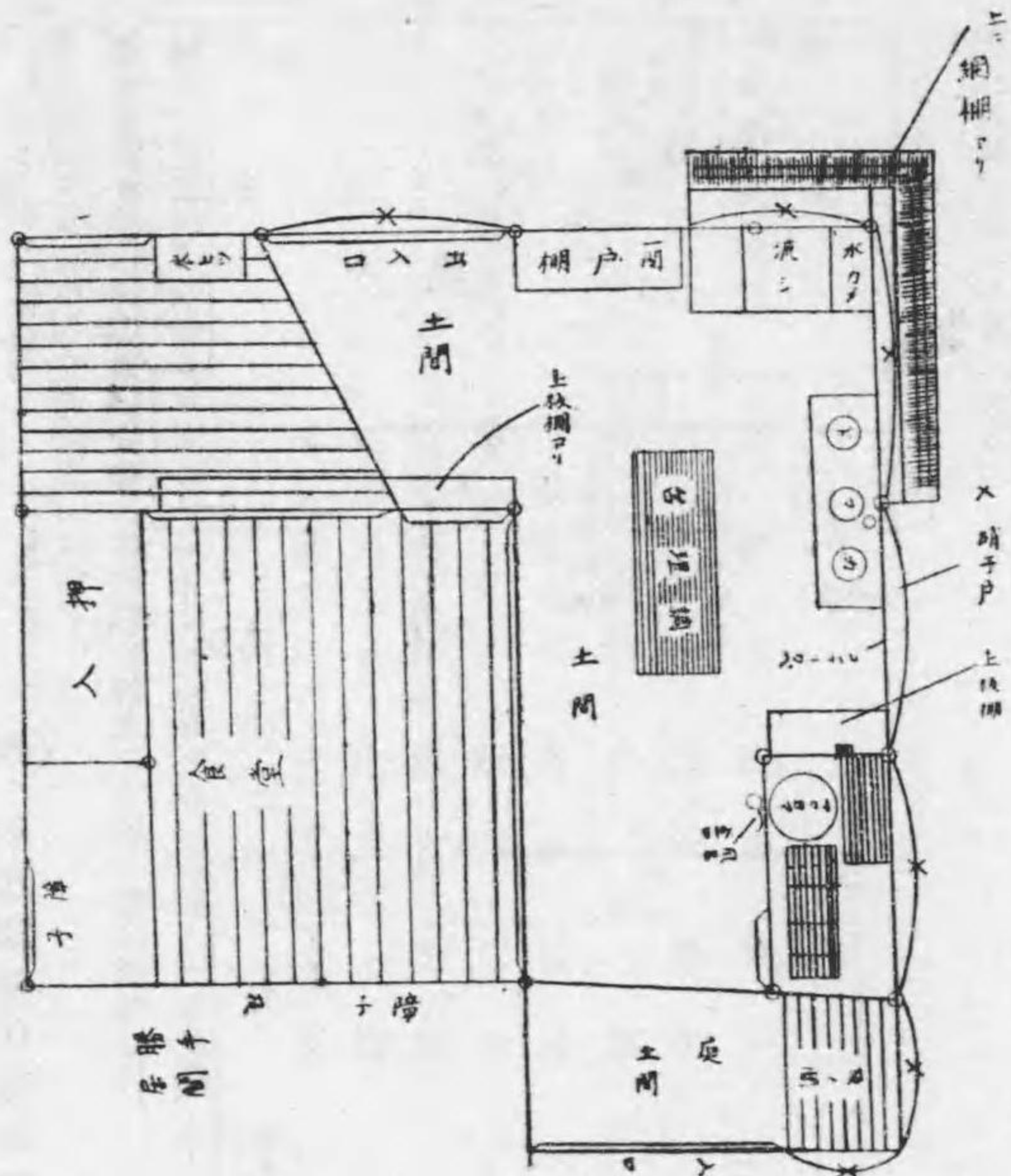
昭和七年二月三日
一、非常召集應召兵士出發見送
一、留守宅訪問
一、昭和七年三月十七日役員九名安倍郡龍爪山神社に參拜祈願
一、昭和七年五月三十日凱旋歸郷歡迎

(リ) 改良されたる臺所略圖

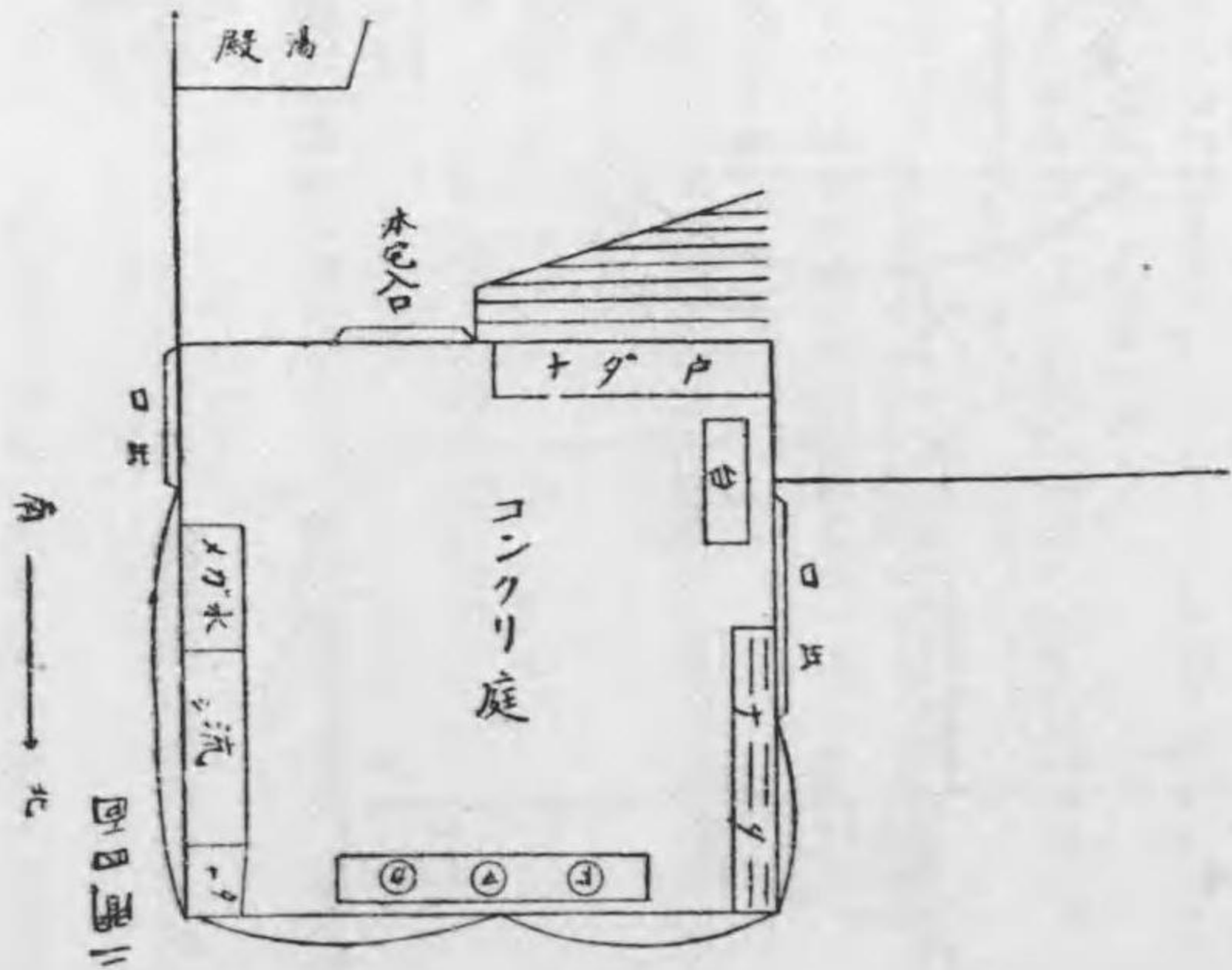
數年にわたる婦人會の努力は區をあげて臺所改善成績を認められ婦人
會幹部の人々は勿論一般農家向臺所の改善せられたるもの頗る其數多く
實地調査に際して其二三の略圖を作りて參考せんとせり元より詳細な
る説明なくては判明せざれ共他日其實績を調査發表の機會ある事と思惟
さるゝが故に單にその一二を紹介して臺所改良に志す人々のために一覽
に供する、其不備の點甚だ多くして諒解に苦しむ事あるを思ふも忙中幸
に御恕察を祈る。

改良されたる臺所略圖

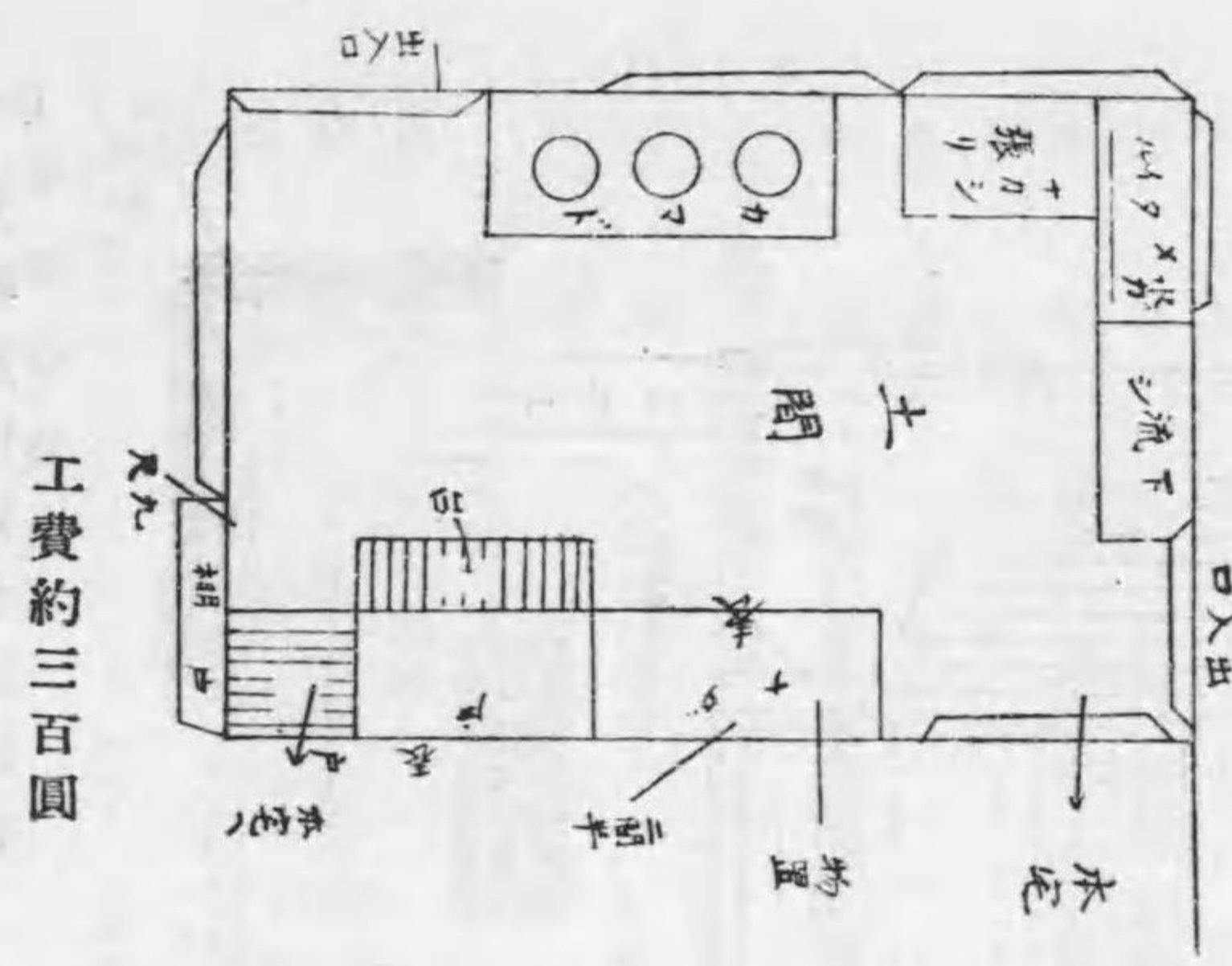
(一) 大塚惠門氏台所略圖



(二) 枝村藤次郎氏台所略圖

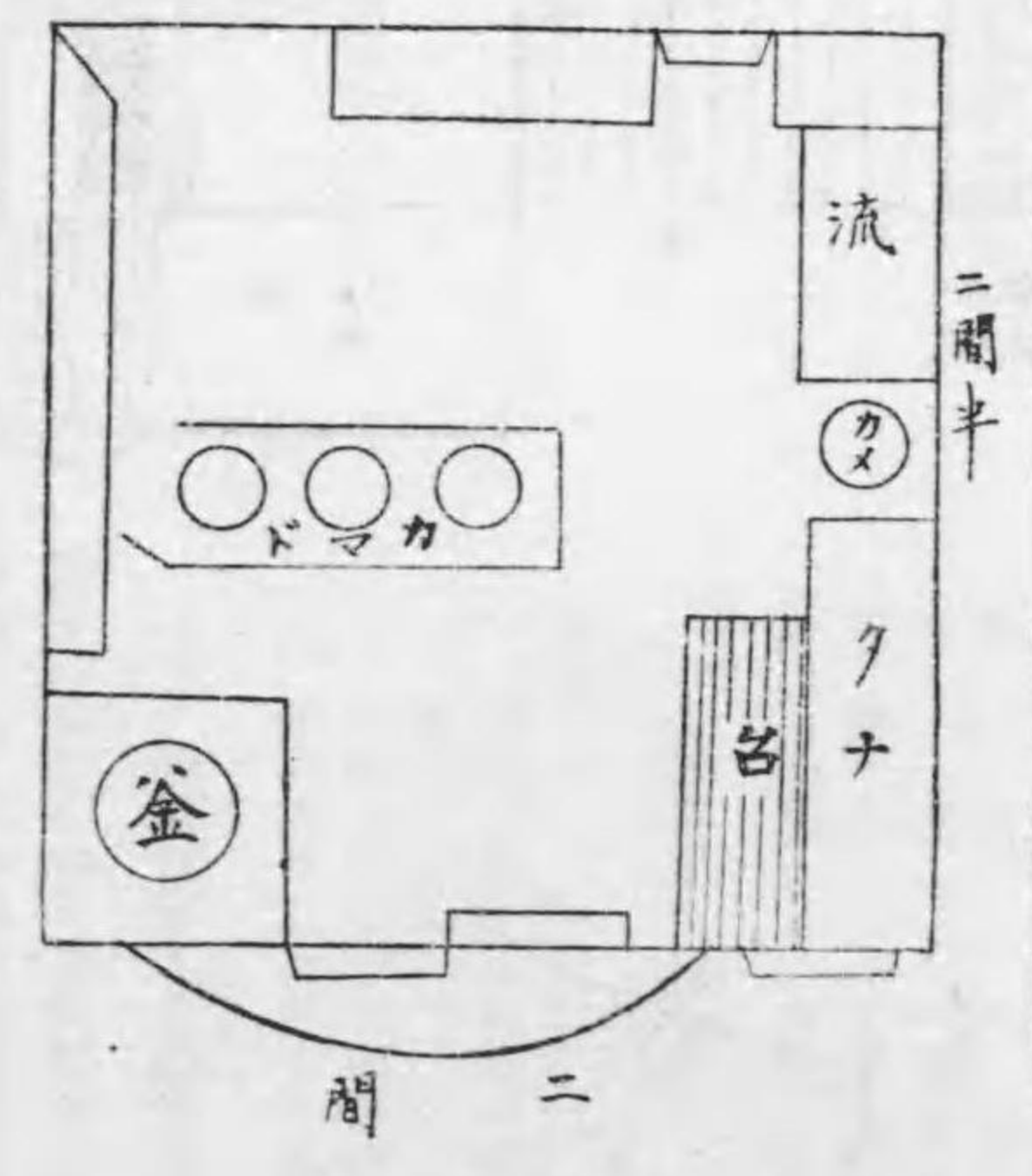


(三) 大塚清吉氏台所

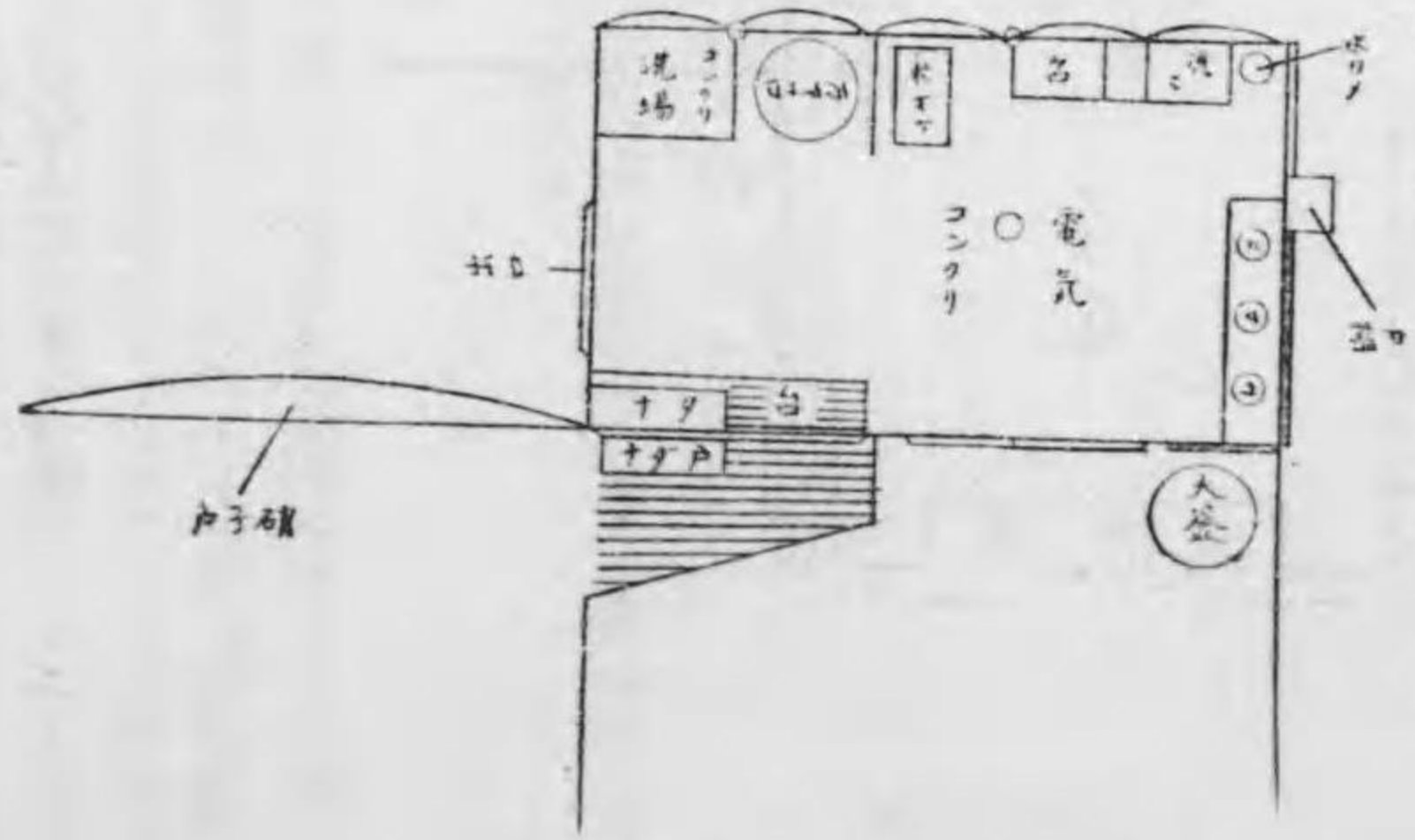


工費約三百圓

(四) 小西國藏氏臺所略圖



(五) 淺野彌五郎氏台所略圖



(二) 勝間田村青年團中支部一班

- 一、團員氏名 大井善四郎外參拾貳名(畧)
- 二、現在入營軍務中ノ者(壹名)

事業概要

三、役員	本團評議員	支 部 長	飯 田 貫 一
	本團役員	副支部長	山 本 繁 次
	同	支 部 會 計	山 本 源 一 郎
		修養部主任	大 石 忠 司
	本團役員	農事主任	飯 田 昌 夫
		音樂部主任	山 本 正 雄
		辯論部主任	大 塚 喜 太 郎
		文藝部主任	大 塚 安 太 郎

一、常 會
 毎月一回之れを開會し本團よりの通知を一般團員に傳達したる上、之を協議し其の節定額貯金各人參拾錢を積立つ、現在貯金額計金百參拾圓餘あり利子は支部經費に充當す。

一、研 究 會
 各月之れを開催す、主として農事方面を備す、本年第一回は稻作除草に關し、第二回は菜種の栽培法を、第三回は種作一株品評會を催し其の際稻の多收穫方法に就て、第四回は茶樹の品種並栽培方法に就き研究せり。

將來は農事に限らず社會一般的に題材を求め常識の養成に努めたい希望を有す。

一、農事實習地

主として農事研究会に依る——材題は實習地に實行化する。

A 茶樹園 (約三十坪)
 本年茶樹品種改良標本園を設置——將來は適切な地に繁殖するを目的とす。

B 菜類の栽培園 (百五十坪)
 肥料研究を兼ねて野菜を栽培し結果良好なりき。

C 菜 種
 三、四年前當區試栽者の不成績に鑑み中止状態なりしが本年吾々の研究經過は成績良好品種一等に入賞せり。

一、縣道及里道の修理

工事は實費にして請負は代金の半額を支部の經費に充當し、其の半額は各員の貯金に積立つ。

一、支部報發行

支部報は「榮光」と稱し四季に發行す。

一、文 藝 部

文藝座談會を各月に催し、内容一併句連座、短歌、詩即詠等

一、辯 論 會

本團巡迴講話年各二回支部に於て開催す。

一、視 察 旅 行

一、農事研究の爲安城板倉農場に團員五名を推薦して派遣す。
 一、本縣安倍郡有度村安倍郡茶業組合品種改良試驗場、並に静岡市茶業組合聯合會議所又富士製茶工場、紅茶會社工場を視察す。

一、其の他

- 一、氏神祭典職立餘興準備又は入營兵除隊兵の送迎。
- 一、毎年九月上旬當區有力者を招待懇親會を開催す。
- 一、本年の特に記録すべきは左の事項なり。
 - 1、四月團報發刊に際し文藝選評會の結果當支部は第一位而して八月の辯論大會に於ては五名を選出々場せしめ五名共入賞したり。
 - 2、秋期陸上運動會に於て優勝し團長杯及び優勝旗數本を獲得す。こゝに特筆すべきは中報徳社の御援助に依る事多し。

將來之見込

- 一、視察旅行、濱松在水谷熊吉先生の農事に依る多收穫栽培法の實地視察、郡下精農家宅の實習地の視察。
- 一、野菜類の栽培（主に馬鈴薯、菜）
實施する前に研究會を開催するものとす。
- 一、野菜品評會 一般青年のみに限らず區民より出品を募りて催す。
- 一、懇談會 一般區民と青年と合併をなし意見の交換をなし青年團と共に區の向上に努める。
- 一、修養會 講師を招き一夜有意義に催す。
- 一、農村慰安の夕べ 一般區民の御集りを願ひ活動寫真大會を催す。
- 一、工作品展覽會 一般區民及青年の工作品を募りて之を行ふ。

以上

昭和八年一月

勝間田村青年團中支部

(三) 報徳社經營體驗談

中報徳社理事 飯田榮太郎

中報徳社は九十餘戸の一小部落に存在する一報徳社であるが、其發端は明治二十六年前後、乃ち國會開設の當初にあたりて國會議員の競争熾烈を極め、勢ひ村内に二派を生じて、ついに意志の疏通を缺き、甲乙互に相争ふに至つたのであつた、かゝる事情を憂慮して之が弊害を除き、以て字の和平と、繁榮とを招來すべく、報徳の教を採擇して、始めて中報徳社を創始したのであつた、實に明治廿六年一月の事である、然るに其年恰も大旱魃に遭遇し、田の分水問題に端を發して、報徳社の分裂を來し、こゝに於て中、小仁田兩報徳社を派生したのであつた、越へて明治卅四年更に西川報徳社の結成を見るに至りて、字内に三社の對立を見る事となつたのであります。

然るに時代の要求は、字内三社の分立を便とせず、従つて三社は常に相協調して、字の事業に参加するに至りました。

顧みれば明治廿七年本村耕地の中央を流れて、累年水害を及ぼせる勝間田川改修工事あり、當時枝村藤十氏主として其の局に當り、從來に比して大に其水害を減少するを得たのであります。これは實に中區産業問題の根柢をなす事業であつて、其翌年六月更に中區を貫通する、金谷川崎往還竣工して、河身改良事業と共に、中區の面目を一新し、漸く中區の産業政策に對

して、絶大の方針は決定せられたのであります。

乃ち字の輿論として、耕地整理問題の提唱を見るに至り鈴木榛原郡長のすゝめにより明治卅三年一月、中區六十餘町歩の耕整計劃の發企となり、同卅四年三月より土工に着手し、卅六年三月に至るまで、各農閑期を利用して、著々と其工事を進捗し、別表の如き内容と、序次とを以て、其完了を見たのであります。然るに事業は、必ずしも豫期の如く計劃通りに、進行するものでなく、當時猶自分は青年であつた關係上、一般の同意を求むるに頗る困難であつたが、何とか遂行の方途もがなと、日夜苦慮心痛を致しましたのであります、かくて未明に起き出で、冷水に心身を淨め、不動尊を念じて事業貫徹の念願をこめたのであります。

當時私は衆に推されて、幸に耕地整理委員長となり、其事業の開始を見るに至つたことも、思へば神佛の加護によるものと信じます、最初重要な測量だけは土木技師の出張を乞ひ、他は全く村人の百姓測量でありました、處が自分が用件を帯びて、三島地方へ参つた不在中に、區の耕整反對の人々は、調印をまゝとめて、着々と反對運動をなしつゝあつたのであります、これは要するに、小作者側の人々の杞憂の下に、耕整による小作側の不利を免れるべく、この運動を起したのであつたのであります。

そして色々の關係で委員の改選を餘儀なくされ、從來發企人に於て占めておつた委員は多く小作側の人々の手にうつり、一時仕事の進行上面白からぬ結果を見たのであります、又々

第三回の選舉に當りて、初回の人達に復歸して、事業の進行を見たのであります。

要するに事業の遂行は、一心の不動によつて、信仰によつてなされるものと信じます、信仰なきものは、不可ぬ、信仰に無限の力ありと、信するのであります。(中略)

この耕整事業に當りて、私の立場は全く、苦情引受所の觀があつたのであります、夫れで更に困難を感じたのは、我々委員間にすら、反對者を生じて來た時の如き誠に行詰りを感じました、是等の人達は大局から打算するのでなく、小さな個人的利害のみを考慮して、當つて來たのであります、實社會の事情に暗い若い自分達には、全く想像もつかないあらゆる事情が發生して、之れに遭遇する度に尊い生きた經驗を嘗めた事は、將來自分達が世に處する上に、どれ程よい體驗であつたか知れないのであります。

其當時私は卅歳前後の年齢でありましたので、すべて仕事やり悪く、只至誠以て之に當ると云ふ外道はなかつたのであります、其時の委員の日常は僅かに金二十錢で、終日の勞働にツイたのであります、最も六ツかしかつたことは、換地處分と云ふ様な仕事であつたと思ひますが、明細は申し上げぬことと致します。

更に話は變りますが私の區には寺院がありませんが、交通不便の故を以て、耕整紀念事業として公會堂新築の議が起り、壹千餘圓を投じて、建設致したのであります、兎も角私の字の

耕整事業は反當賦課額、金三圓七拾一錢の少額を以て、遂行し得た事は最も當字の幸福とする所であります。

この耕整事業を機會として、村内の産業指導を盛んにし、大に改良を行ひ新らしき成績を得たのであります。而して大正六年中、小仁田、西川の三社合併して、新に中報徳社を創設し、遂に一字一社の理想を實現したのであります。

かくて三社合併後に於ける中社は、今から考へると丁度準備時代であつたのであります。幸ひに教化を伴ひました關係上、合併當時一萬四千二百餘圓の報徳金は、同十四年に至り三萬一千四百餘圓、昨年末に至りましては合併時代の三倍半に達する、四萬九千一百餘圓の巨額を示す事を得たのであります。私の所謂準備時代よりして、報徳積善の効果を累積して、漸く善報金交附時代に到達するの幸を得たのであります。かくして昭和五年に於て一千四百三十三圓を同六年同七年に於て各一千二百餘圓を善種をまきたる善果として、社員に善報金を交附するを得るの機會を得たのであります。誠に世間一般が不景氣を滿喫する不況時代に素して、却て報徳の餘慶を味ふことは、永安の様式を講ずる上にも、非常によい効果をもたらしむると信ずるものであります。例へば昭和五年の善種金積高は、八百六十三圓であつて、善報金交附高は一千四百餘圓でありますから、社員の積立推讓に對して、最近の結果より見ますれば、約五百七十圓近く多額の善報金を支拂ひ得る様な好結果を得つゝあるのであります。こゝに於て善報金制度の妙味を感得すると共に、事實上

私としては、土裏金の寄附の如きも、絶対にすゝめない方針であつて、善種金に致しまして、一時に餘り澤山推讓さす必要はないと思ふのであります。餘り澤山の額を要求すると、「あき」が来るのは普通の心理状態であるから、之が倦怠を來さざる様、當局たるものは、指導の方法を誤つてはなりません。これ一つに社長の責任であるのであります。

次に社員の人達が喜ぶ様な施設をする事は、勿論種類によつては報徳の目的に副はないこととありますが、世の中の人情と云ふものを考へて行くと、最初にはそう云ふ施設も必要ではないかと思はれます。講演會の場合にしても其講師の配合を適宜按排して行かないと、教化上不利な點が生ずるものであります。私の社に於て、模範青年及家族等に贈物をする場合、その品物の選擇の如き、亦注意を要するものゝ一つであると信じます。私はある時、金原明善翁に揮毫を願つて、之を青年に賞與として贈つた事がありました。之など最も意義あるものと存じます。何故ならば、其書が現在ではまたと得がたい價値あるものとなつて参りました。忘れがたい記憶を残すものでありますからであります。

また人を導く場合、人間は何事に於ても先手を打つ方が効果が多い、しかしこの先手を打つことは、頭の中に於て相當の準備を要するものである、もし先手を他人に打たれた場合は、たとへ同じ仕事をした場合に於ても、其効果が顯はれないのみか、結局死金を使ふ様な事になる場合もよくあることである、私は合併

報徳善種の精神が、明快に理解するゝに至つたのであります。この交附さるゝ善報金の取扱は、單なる金錢の取扱とは其趣を異にして、「つり錢」等は之を要せざる様計算して、之を角封筒に收め、恭しく之を二宮大先生の神前に供へて以て、天の賞賜の如く考慮して、この金子より、更に善種善果を招來する資源となすべく、訓示と共に社員に交附し、自宅に持ち歸りても、尙神前に捧げて意義ある使途に用ゆべくと考へ、この方法をとつておる次第であります。

要するに四十年の努力の結果は、致々營々たる準備時代を過ぎて今日に至り、善報金交附時代とまで到達したもので、正にこれ第二期に到達したものと云ひ得るのであります。この結果として、社員の心理状態も、以前とは非常に異つた變化をして参りました。乃ちよい結果を得たのは、報徳に對する圓滿なる理解を得た事でこれ乃ち善報金交附の顯著な効果であります。この善報金制度は非常に宜敷い制度であると思ひます。

猶報徳社の事業經營法に二種ありと思ふのであります。一は金を得て後に仕事をする方法と、一は金の出來ない時に仕事をする方法とが夫れであります。私はどちらかと云へば、後者に屬する方であつて、金を使ふ主義である、前者は準備時代にある間に、社員がすでに倦怠を感じ易いものであるから、私は使ふ主義を採つておるのであります。その方法の可否は、單純に申上げることは出來ませんが、要は其人に依て種々の特色を有するのでありますから取捨共に其宜敷を得べきであります。

十週年記念に於て、或る方法で先手を打つたのであつたが、夫れは經費の點に於ても非常に安く上る事となつた、一體人間はいつも引き締め通しでは、つまり駄目な者である、時たまには社員の氣分を轉換する方法を講ずる事も、後の緊張を促す準備行為として、或は必要ではないかと思はれるのであります。

更に托兒所の問題であるが、私の社では可なり托兒所へ金を使ふておる、人によると子供に菓子と與へなく行つておる向もある様であります。是などは考へ方の足らぬもので、子供の心理状態を全く理解せぬものと云ふてよいものと信じます。また保姆は尤も人を得るが困難なものである、何故なれば、小供の大小便を、小供の顔色で氣づく程のものでなければならぬからであります。

又托兒所で風呂をたてた事がありました。そして小供に入浴させ様と致しました所、入浴しようとするものがない、「風呂は夜はいるもの」また「暗い庭のすみではいるもの」と云ふ感じがあるので、眞晝間、明るい所で入浴する事など、思ひもつかぬ事であつたらしいのであります。また理髪は床屋を頼んでやらせて居ります。次に「べんたう」の點であります。辨當は各自に持参するのであります。握り飯などが餘り大き過ぎて、子供が食べ悪く、かつ餘る事などがあるから、なるべく小さな手頃なものを持たることが、得策であると思ひます。又小供の遠足の如きも行つて居りますが、之亦必要な事であると思ひます。海岸などへ参りまして、相撲をとらせたり、駆

足をさせたりすると、子供は非常に喜ぶものであります、大體に於て、子供の喜ぶ事は、親達も亦喜ぶものであります、之に反する事業は、盡く失敗に終るものであると云ふ事を、思はなくてはなりません、次に子供の宗教的氣分を養成する事なども、肝要な事の一つであると思ひます、また保育園へ来た子供と、他の兒童とを比較して見ますと、入學後非常な成績の差異を認むるものであります。

子供に睡眠の必要な事は論ずる迄もありませんが、托兒所に睡眠室の設けを、必要とすることを感じたのであります、また托兒所へ子供の出席する場合、親達などの送迎は、いかぬ事と思ひます、なるべく子供同志が、連れ立つて往復する事が最も宜敷いのであります、これは子供の依頼心を排除して、其獨立性を養ふ點に於て、最も有効なる一方法であります。最後に兒童保護事業が私の村に起つた動機について申し上げます、私が岡山縣視察の際、此の兒童保護事業を調査して、歸來之を居村に實施したのが其の端緒となつたのであります、静岡縣廳では村營を獎勵してあるが、私の所では報徳社で經營しております。又勝間田村の兒童保護事業の由來を考へますと、往年榛原郡地方に於ける、徴兵検査に際して、特に勝間田村の壯丁が統計上非常に體格が劣勢であつたから、之を憂慮して、根本的に兒童保護事業に着眼したのであります、故に或る時は偉大なる體格を有する、米人ゴットリーブ夫妻及娘を招待して、其立派な體格を見せて、「皆様も此の人達の様に立派な體格となるべ

く心がけて下さい」と話した事もあります、その時彼の「ゴットリーブ」は一場の訓示をなして、曰く「よく遊べ」と、子供に教へたのであります。よく勉強せよと云ふのが普通の行方であるのに、彼は「よく遊べ」と云ふたのであるが、誠によく遊ぶものでなければ、よく勉強は出来ぬものであります。

また先年朝鮮視察團の一行を迎へたことがありました、其時私の村では、よく報徳精神を發揮して、内鮮融和の方法を考へ、之を歡待したのであります、彼等の一行は非常にその歡迎ぶりに満足して、内地の各地を訪問して到る所で、種々歡迎せられたけれ共、この勝間田村に於ける如き、眞實内鮮融和を實際に味ひ得た事は始めてあるとて、其宴席に於て感激の餘り兩者共に一圓融合して、歌ひかつ舞ふて、其歡迎の誠意を、理解し合つたことがありました。

終りに臨み、つたなき私の御話を致しまするに際して、長い間の御静聽を得ましたことを感謝し、最後に私の最も痛感してある一事、大に必要であり大切である事柄は、日本の各家庭をして、今少し良くなりてはならぬ、乃ち私は、各家庭をして、立憲的自治の家庭たらしめたい希望である、夫れは取りも直さず、すべて家族全體が、内外萬般の事を協議選擇して、一家經營の事に當る事であると信するのであります。(文責在筆者)

〔中報徳社要覽〕終

昭和八年五月十五日印刷	印刷費 十八錢
昭和八年五月廿五日發行	郵 税 二 錢
發行所	静岡縣小笠原郡掛川町九三七番地
編輯者	佐々井信太郎
印刷人	濱松市元城町一七三番地 中村修二
印刷所	濱松市元城町一七三番地 株式會社 開明堂
發行所	静岡縣小笠原郡掛川町九三七番地 大日本報徳社
	振替東京七九七番

終

